

# 予算審査特別委員会議事録

平成22年12月16日(木曜日)

## 出席委員(14名)

委員長	島田政典君	副委員長	木村明雄君
1番	星孝道君	2番	榊原深雪君
4番	井脇昌美君	6番	川上初太郎君
7番	熊澤芳潔君	8番	高橋幸雄君
9番	矢野利恵子君	10番	谷口二郎君
11番	後藤次雄君	12番	大久保優君
13番	高道洋子君	14番	菊地一将君

## 欠席委員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

### 教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

### 出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午前10時10分 開会

#### 臨時委員長の紹介・開会

事務局長（根本昌弘君） 委員長が互選されるまでの間は、委員会条例第9条第2項の規程によりまして、菊地一將委員がその職務に当たりますので、御紹介を申し上げます。

臨時委員長（菊地一將君） これより、予算審査特別委員会を開きます。

委員長が決まるまで、私が議事を進めさせていただきます。

#### 委員長の互選

臨時委員長（菊地一將君） 委員長の互選を行います。いかような方法で決めますか、お諮りいたします。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（菊地一將君） 指名推選という声がございますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（菊地一將君） 異議がないので、指名推選といたします。

委員長の推薦をお願いいたします。

1番 星孝道議員。

1番（星 孝道君） 島田委員にお願いしたいと思います。

臨時委員長（菊地一將君） 島田委員という声がございますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（菊地一將君） それでは、異議がないと認め、島田委員を委員長とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

#### 副委員長の互選

委員長（島田政典君） これから、副委員長の互選を行いたいと思います。いかように互選を行いますか。お諮りいたします。

1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 委員長指名。

委員長（島田政典君） 委員長指名の声がありました。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） それでは、私のほうから指名をいたします。

木村委員を指名いたします。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） 異議なしということですので、木村委員を副委員長にいたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

委員長（島田政典君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### 開会宣告

委員長（島田政典君） これから、予算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会は、委員会条例第17条により傍聴を許可することといたしました。

#### 議案第118号

委員長（島田政典君） これから、議案第118号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

既に提案説明を受けておりますので、早速質疑に入りたいと思います。

14ページをお開きください。

歳出から進めます。款で進めてまいりますというふうに思います。

第2款総務費、質疑はございませんか。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 14ページの7、庁舎管理費についてお伺いいたします。

この中で、公有財産購入費として、土地購入費が1億6,916万2,000円ということで、大変高い価格で購入がされております。説明資料によりますと、割り返してみますと大体685坪で、役場の砂利の部分のと

ころの駐車場ということに聞いておりますが、この坪当たり単価が約24万7,000円ということで、大変考えられないような金額で買い戻すということで予算計上されておりますが、ここにつきましては、いろんなさまざまな過去の経過を聞いておりますが、私たちにしたら、よく過去のことがわからず、噂でちらちらと聞いているだけでございます。

そこで、この機会に、その経過と、なぜ、こういう1億7,000万、坪当たり24万7,000円もする土地を買うに至ったのか、その経過と要因について、その全容をお聞かせ願いたいと思います。説明いただきたいと思います。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

議員がおっしゃられるとおり、過去の経過がございまして、かなりさかのぼらなければいけないことでございます。

それで、概略を申し上げますけれども、この役場庁舎の建設に至って、多分、平成5年から始まるんだろうと思いますけれど、平成5年に高橋安蔵氏より、庁舎建設のためにということで1万6,359平米の土地を寄附をされております。

それ以降、当然、議会でも特別委員会等々もつくられまして、私ども、町内にも、役場庁舎の準備室等々も作りながら、役場庁舎建設に至った経過でありますけれども、まず、消防の総合庁舎を建設いたしましたので、役場庁舎の用地としては、まだ手狭だということもあって、それ以降、平成9年に約8,600平米で、数字がアバウトで申しわけありませんけれども、8,600平米を購入しております。4人の権利者の方から、その当時、用地、さらには移転補償がございましたので、5億5,900万、若干端数がついておりますけれども、平成9年に5億5,900万で用地を購入しているということでございます。

それで、当初の寄附をされた面積と合わせて、合計で約2万4,963平米になりました。その後、役場庁舎の前の道路用地というと、ウェタスキウィン公園等々で、また一般会計で買い戻しておりますけれども、それが約8,200平米ほどありまして、最終的に残っている従前地としては、1万6,730平米がございまして。

ここの従前地と、それから、旧役場庁舎があったところと合わせて、あちらのほうに5,200平米ほどありますので、合わせて約2万2,000平米が従前地で、それで、その後、区画整理区域でございますので、仮換地の指定等もありまして、今現在、仮換地上の面積でいきますと、約1万9,000平米、2万平米弱、12%減分になっておりますので、そういった形になっております。

金額の問題でありますけれども、建物の補償費等があって、平成9年には、5億5,900万という高額な金額でこの用地は購入しているところであります。

これの内容等々は、いろいろ歴史があって、当然、予算等々については、議会の議決をいただいて購入をしておりますし、土地購入に当たっては、平成9年に用地購入の議会の議決もいただいておりますので、その金額が多い少ないの議論をされると、そこまでさかのぼらなくてははいけませんので、私どもが今回購入をするのは、先ほども申し上げましたように、約8,600平米の土地を購入して、それ以降、公園であったり、土地であったりというのを、それぞれ買い戻しをして、残った2,200平米について、今回、5億5,900万円のうち、2,260.82平米の用地を当時購入した価格から逆算をして買い戻すと。それにもなって、当然ルール分の利息分が発生しますので、それも合わせて1億6,900万、約ですけれども、そういったことで購入をするんだということで御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

委員長（島田政典君） 13番 高道洋子

君。

13番(高道洋子君) もしわかれば、金額的に、その物件の用地費が幾らで、補償費が幾らで、また、その上にはどんな建物が当時あったのか、そこら辺もお聞かせ願いたいのですが。

委員長(島田政典君) 答弁、副町長。

副町長(田中幸壽君) 平成9年の購入時点での、先ほど私が5億5,900万と申し上げましたけれども、その内訳は、用地費が1億7,475万132円、補償費が3億8,431万5,733円、合わせて5億5,906万5,000円という形になっております。

以上です。

委員長(島田政典君) 13番 高道洋子君。

13番(高道洋子君) 過去の話ですからね、今さら言っても始まらないかもしれませんが、この5億5,000万というのは、当時、役場、町にとっても、また、一般常識からいっても法外中の法外ということがわかりました。

これは議決を得ているので、それは仕方ないことですが、この役場を含む全体が、いかに高い補償と高い金額で買収された上に、寄附の人も、その中で公園を高橋さんが寄附してくれたという部分もあるのですけれども、寄附の人もいれば、6億近い金額の補償を払っている土地もあるということで、いかに、当時は何も疑念もなく相手方から計上されたのか、要求されたのか、びっくりすることなんです。

それが、現に、今もそのように引きずって、現実、1億7,000万円というお金を支出しなくてはいけないという現実ということが、いかに高い補償と土地の上にここがあるとわかりました。

今後、こういう本当に考えられないような、だから、一般町民の方にも、よく5億円、5億円ということが一人歩きしまして、

どうしてそうなったのかというのが、いまだに複数の方から聞かれることがありまして、その説明がなかなかできなくて、それは過去のことからわからないということで過ごしてきましたけれども、今後、また、その説明責任も、町民の方にも、過去とは言いながら、聞かれたら答えなくてはいけないということもあって、今後、こういう考えられないような補償と土地代金、駐車場といえども、1億7,000万もかけなきゃいけないということがないようにしていただきたいと思えます。

委員長(島田政典君) 答弁、町長。

町長(安久津勝彦君) ちょっと誤解も含めてあるのかなという気もしますから、これは当時の議決もいただいていますし、当時は適正な評価をして、そして、予算提案をさせていただいて、議決もいただいたということでもありますから、ちょっと表現の仕方も含めて、法外な価格というのは、ちょっと表現としては適切ではないのではないかなというふうに思います。

参考までに、ちょっとお話をさせていただきますと、当時の、先ほど副町長が説明をいたしました土地の購入の関係でいきますと、用地費で1億7,000万強ですね、これは、平米当たりの単価に直しますと、平均で約2万円なのです。この2万円が法外というのですか、どうですかということになりますと、そこら辺は、当時の議決もいただいているということも含めて、それは、やっぱり少し整理を図っていただいたほうがいいかなという、そんな思いですから、あえて私のほうから付け加えさせていただきます。

なお、補償費については、先ほども説明があったとおり、3億8,000万強ということでございますから、それも適正な評価をしながら、専門家の評価をいただきながら、権利者の方と合意を得た上で、当時ですから、土地開発基金で購入をしたということでございます。

土地開発基金で購入をしたものを、それぞ

れ公園の整備ですとか、役場庁舎が整備になったとか、もちろん道路も整備になったということで、平成12年から、買い戻し、要するに、一般会計で買い戻しをしてきているという経過だということでございますので、ぜひそこら辺は、御理解といいますか、整理をしていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（島田政典君） 質疑を続けます。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 法外という言葉は、5億5,900万円という土地代と補償費を入れて高いか安いかという感覚は、また、これは町民と役場側と計上した、もちろん地権者の価値観もありますから、それはどうかわかりませんが、しかし、いまなお、5億、6億という、町民感覚からすると大変高かったという、それは町民の感覚としてあるのですよね。実際そう言われます。

ですから、どうしてあそこがそんなに高かったかという、結局、それが基準になってどうのこうのといういろんな意見もありますけれども、そういう感覚も、現実、町民の中にいまなおあるということも御承知おきいただきたいということを言いたいと思います。

委員長（島田政典君） 答弁、町長

町長（安久津勝彦君） 高道議員からいろいろお話をいただいております。もちろん、価格が高いか安いかというのは、それぞれ個々人の感覚もあるのかなという気がしております。

ただ、御理解をいただきたいのは、土地開発基金で買ったというのは、これは先行取得ということですよ。そして、先ほどから申し上げているとおり、こういう公共施設整備をしてきているということでございます。

ですから、どの時点で評価をするかということもあるんだというふうに思うのです。ですから、当時買収したときというのは、ここら辺というのは低地で、もともとは水田だっ

たというお話も聞いていますけれども、当時は、本当に宅地並みでよかったのかどうかという、そういった議論もあったのかなという気はしますけれども、ただ、今の時点で見るときに、ここの場所が平米2万円くらいで、坪単価に直しますと6万6,000円くらいになりますかね、それが現時点で高いのか安いのかという、これまた議論のあるところなのかなという気がします。

ですから、当然、町民の方で、そういう意見をお持ちの方もいらっしゃるというふうに思います。仮にそういうことであれば、私ども、もっと言えば議員の皆様方にもお願いをしたいわけでありましてけれども、そこところは、やはり経過も含めて説明をしていくというのが我々の責務かなという、そんなふうに思うところでございます。

ただ、本当にしつこいようでありますけれども、当時、きちっと議会に、当時の執行者が予算提案をさせていただいて、そして、議会の中で慎重審議をいただいて、そして、妥当ということで議決をいただいたものだと思いますから、これが間違った形で一人歩きするようなことになれば、当時の執行者、あるいは議会構成をしていた議会議員の皆様方の名誉にもかかわることだというふうに思いますので、ここはお互いに慎重にあるべきかなというふうに思いますので、そこら辺のことをひとつよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（島田政典君） よろしいですか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） お聞きしたいのは、元二人、ほとんどは森下さんの土地で、残りのほんのちょっとが高橋さんの土地だったところですか。土地開発公社が買ったときの、元の持ち主のことを聞いているのですけれども。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） まず、土地開発公社ではございません。土地開発基金で購入し

ております。

それと、4地権者で、森下さんが2名、高橋安蔵氏、それと、大蔵省の4権利者です。

以上です。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この4地権者から、すべて坪単価24万6,900円で買ったわけですか。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 先ほども町長がお答えをいたしましたけれども、これは平成9年に購入しております。それで、4地権者から、すべて24万ということではございません。当然、補償費は別でありますので、補償費に該当した権利者の方には補償費を当然お支払いをしていますし、それぞれ土地も、先ほど田んぼという話も出ましたけれども、それぞれ地目によって評価額が変わってきますので、宅地であったり、畑であったり、雑種地であったりということで、そこまで具体的には、今手元に資料がありませんので明らかにできませんけれども、当然、そのときの適正な評価に基づいて購入をされたということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 適正な価格言っても、当時、町の中心部でさえ坪単価13万くらいだったはずなんです、その宅地で。ところが、雑種地だとか畑だったようなところが24万というのはあり得ない話だと思う。

ここで、後ろの91ページに、土地開発基金で先行取得したところの土地購入の平米が2,260.82平方メートル、そして、それを1億6,916万2,000円、これで割り返したら、1平米当たり約7万4,000円です。3.3平米、1坪に割り返すと、坪単価24万6,900円、それを言っているわけですねこれは合っていますよね。

これは、今、議員の方から、違う違う、7

万だと、それは、1平米当たりそうかもしれないけれども、坪に直したら24万。やはり、これはどう考えても、一般常識から考えたら、けたを1けた間違えたとは思えないような金額だと。それについて聞いているのですけれども。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 先ほど来申し上げていますが、この土地は、今、高い安いと言われてはいますが、それは議員の評価の見方でしょうけれども、平成9年に土地開発基金で買っているのですよ。ですから、これは足寄町長が取得をしている土地であります。ですから、その高い安いというのは、平成9年にさかのぼっていただかなければ。私どもは、今回言っているのは、平成22年、今回議会で残った残地を、その当時の価格で対比をして、2,200平米が残地として残っておりますので、その部分を買戻すということで、この9年から22年の間で、この土地が、議員御指摘のように2倍にも3倍にもなったというのであれば、全く話は別ですけれども、当時、9年に買った価格で単純に買戻すだけです。当然利子はついておりますけれど。

そういうことでございますので、この土地が高いか安いかにということになれば、当然、先ほど町長が申し上げましたように、平成9年の当時の執行者であり、理事者であり、議会議員の議決をいただいておりますので、そこにさかのぼらないと、このことは私どもでは答弁する立場にございませんので、そのことは十分に理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 平成9年に買ったということですが、でも、その場合に、坪単価がこのような形になっているという説明を受けていなかった。自分で計算すれば出たのかもしれないけれども、そのとき気づかな

かった私も悪かったかもしれないけれども、やはりこれ、きちんと説明されなかったのが問題ではなかったのかな。

例えば、この補償費にしても、1件1件幾らなんだと聞いても、合計金額は教えられないけれども、一つ一つの物件について教えられないと言われた。これはどういうことだったのかなと。要するに、そのとき議決したとしても、それは瑕疵ある議決でなかったのか。

1けた間違えたような金額で、その当時、高い金額で土地を購入している。今、その後始末をしなければならないのかなということもあるけれども、この問題について、今からどうにかしろと言ってもできないかのかもしれないけれども、やはり、当時1けた間違えたような金額で買った土地に対して、何とかできないものだったのか、ちょっとお尋ねします。

委員長（島田政典君） 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時44分 再開

委員長（島田政典君） 質疑を続行いたします。

12番 大久保 優君。

12番（大久保 優君） 今の問題も相当昔から始まったことなので、財政的には、基金のほうに行くだけで変わらないけれども。

要するに、当時のことを、私も関連しておりません。ただ、本来、この移転補償費の価格がどうなのかというのが問題だと思うのですけれども、要するに、坪6万というのは分層な単価だと思うのですよ。ただ、移転費をそれだけかけてまで購入する人があったことというのが課題だと思うのですね。それは過去の話で、いまさらそれを論議しても、過去の議会で決議したことなので、それをどうこういう筋はございません。

ただ、今のこの予算の中で、特別委員会を開いたというのは、やはり議会というのは論議の場であると。それで、今回、7の庁舎管理費の中で計上されている問題、この問題を皆

さんで十分論議してほしいと。

要するに、これは、今使用目的がない、それで購入するということでもありますので、今、この時代に、使用目的がないものを購入する時期かなと、そういうことを皆さんたちで十分に論議してほしいと思うし、（聴取不能）もできている三つの購入物件がございませぬ。あれも降ってわいたような案として出てきていると。そういうことを皆さんと十分論議していきたいと思うのですけれども、ただ、私は、この庁舎管理費の問題に関しては、先ほど言ったように、当面の目的がない。それで、今回計上していることに私はかなり疑問を持っています。その辺を、ちょっとしっかりした答弁をお聞きしたいのですけれども。

委員長（島田政典君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

7目で計上をしております基金から買い戻しをする1億6,900万、この使用目的は、行政報告でも申し上げているとおり、買い戻しをして、そして、駐車場として整備をするということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（島田政典君） 12番 大久保 優君。

12番（大久保 優君） 8の管財の管理です。管財管理費の、財務局の土地購入の目的がないのに購入する理由をお聞きしたいのですよ。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） こちらも勘違いしております、7だと思えますけれども、8目の関係ですね。

772万7,000円で、法務局跡地を購入するというお話でありますけれども、昨日の後藤議員の一般質問にもございましたので、一定程度は説明したかと思えますけれども、今回、財務省のほうから町に対して購入をしないかという打診がありました。

購入をしなければ、次には民間の方にと

うことで、町でもいろいろ検討をしたところ、先ほど目的がないということが指摘をされましたけれども、正確には、今現在、使用の具体化がされていないと言いますか、目的がはっきりしていないというのは事実でございます。

ただ、昨日申し上げましたように、この法務局の用地は、4面とも、すべて道路であったり、町地に隣接をしているという状況であります。

次に、その用地の一部は、教員住宅用地の中の中にちょうど挟まれている関係もございまして、この用地については、教員住宅の建設用地に充てるということを私どもとしては決めております。

ただ、決まっていないのは、法務局そのものでございまして、これについては、今回行政報告もしておりますけれども、医療と介護、保健、福祉の連携システムを今後構築をしていくと。それを進める中で、私ども、在宅介護の支援というものが、今後、そのシステムを支えていく上では重要な課題だというふうに思っているところであります。当然24時間の訪問サービス等々になりますと、今、そういった中核を担っていただいているのは社会福祉協議会でございますけれども、そこが手狭になってくるということも含めて、今回のシステム構築に当たって必要とされる施設等々に転用できないかということで、今後具体化をさせていきたいということでございます。

きのう、町長の答弁どおり、2012年には一定程度具体化をしていきたいということでございますので、ちょうど1年間、ちょっと空いてしまいますけれども、その中で、どういうことで利用するか、そういったことを検討し、こういった福祉関係の施設として、場合によっては改修等々もしていきたいということで考えているところでございます。

もう1点あるのは、価格的には安いと。坪に置き換えますと、土地は約400坪でございますけれども、土地としては612万円です

ので、坪当たり1万5,000円。足寄小学校の前で、坪当たり1万5,400円というのは決して高いものではないというふうに理解をしているところでありますし、建物は昭和55年建設というふうに聞いておりますので、約30年間たっておりますけれども、鉄筋コンクリート造の建物でございますので、法務局ということで、登記簿等々の保管ということで、堅牢な建物でございますので、そういった部分では、今後改修しても、いろんな目的によりますけれども、対応は十分可能だということで、建物的にも160万6,500円ということで、合わせて772万幾らということでございますので、この購入が決して高いものではありませんし、公共施設の中に位置しているという部分でいけば、結果として、民間に売買がされたという部分では、一定程度、問題ということはございませんけれども、公有地として、今現在、そういう目的が決まっておりますけれども、先行して購入するのは、現地点では適正な判断だということで私どもは判断しておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（島田政典君） 質疑を続行いたします。

12番 大久保 優君。

12番（大久保 優君） やはり、結果的に目的が決まっていなくて買うということですよ。ただ、坪当たりになると安いですが、あれをもし壊すとなると幾らくらいになるのですかね。

問題は、安ければ買う、職員の庁舎に充てるといったって、結果的にあそこは何人ふさがっているのですか。独身の役場の寮。その辺はどうなっているのですか。職員庁舎でありますよね。それ、どこまでふさがっているのですか。全部ふさがっているのですか。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） まず、最初の解体費ですけれども、概算ですけれども、約700万円程度はかかるだろうというふうに考え



ております。

それと、職員住宅は全室満室だというふう  
に聞いております。以上です。

委員長（島田政典君） 12番 大久保  
優君。

12番（大久保 優君） 副町長も、福祉  
の施設に使うという、そういう案も出して  
いましたけれども、結果的に、あれは福祉には  
適当な建物ではないと思うのですね。問題  
は、更地として考えて購入するならいいと思  
うのですけれども、まず、あれを福祉関係に  
するとなるとなかなか難しいと思いますね。

だから、やはり問題は、値段だとか施設の  
利用のこれからを考えるというよりは、必要  
であるかないかの問題だと思いますよね。そ  
れで、将来的な投資をしていくんだと、ちょ  
うど役場の施設の中だからね、それは考えら  
れるけれども、当面目的ではないものを、私  
は購入すべきではないと思うのですけれど  
も。

委員長（島田政典君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうから、少  
し経過も含めてお答えをしたいというふう  
に思います。

これも、あそこの法務局の旧庁舎あるいは  
土地の購入に関しましては、昨日でしたか、  
副町長から少し触れておりますけれども、相  
当長い経過を持っていまして、まず、大体、  
国の施設が廃止された場合、地元の自治体  
に買わないかという打診があるのですね。当  
然、数年前からうちのほうにも打診があり  
ました。そのときにも真摯に検討をさせて  
いただきました。

その具体例といたしましては、後藤議員  
なりあるいは井脇議員から質問があった南  
区の旧公民館の代替施設はつくれないのか  
というの、議会の中でも提起がありまして、  
そのことも含めて、そこで活用できないか  
ということも検討させてもらいました。

結果、財務事務所のほうには買わないとい  
うお話をしたのです。それはなぜかとい  
うと、価格が高かったのですよ。当時もお話

したのは、使用可能な集会施設なり、ある  
いはコミュニティセンターにするときに、財  
務事務所のほうにも申し上げたのは、改修  
費で相当かかるのですよと、そんな値段だ  
ったら、公民館跡地がありましたから、そう  
であれば新築したほうが安くなるんだと、  
こういうお話もして、何とか、町は全く  
買わないということはない、検討はすると、  
でも価格の問題があるよということで、ず  
っと折衝してきたのです。

ところが、どうしても値段が高いという  
ことで、これは建てたほうがいいなとい  
うことで、結果、議会の御理解もいた  
だいて、あるいは木造のからまつの集  
成材を使うという、そういう交付金も  
いただきながら、今現在着工している  
コミュニティセンターを新築すると、  
こういうことになったということでご  
ざいます。

そこで、国のほうも、最終的には公  
売をするということになりますと、建  
物を壊して更地にして、そして、売  
るかということも検討なされた  
と聞いております。最終的に出  
てきたのが、今回提案をさせて  
いただいている金額が出てきた  
のです。

そこで、私どもがまた慎重に検討  
した結果、最悪、最悪という言葉は  
悪いのかな、議員が心配されて  
いるとおり、仮にあの建物の  
使用目的が定まらなかったと、  
最悪、解体したら一体何ぼお  
金かかるのかと、そう計算も  
全部したのですよ。そうしま  
すと、先ほど副町長が説明を  
した坪当たりの単価1万5,4  
00円に、解体費約700万円  
くらいでしたっけ、かかるや  
つを、仮に町がお金を出して  
解体した、で、更地にした、  
その費用も含めて坪単価に  
置き換えても、実勢価格から  
いっても、これは平たく言っ  
てお得な買い物だと。すな  
わち、町民の皆様方には、  
損害というか、損失を与える  
ことにはならないなという  
ことで、最終的には、これは  
買うことが得策だなど。

あわせて、先ほど副町長も  
言ったとおり、今検討してい  
る連携システムの中で、あの  
施

設を活用できればなおいい、すなわち選択地が広がるなという判断のもと、買わせていただこうということで、今回議会に提案をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

委員長（島田政典君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今、町長がおっしゃったような経過は、私は全部お聞きしております。

ただ、先ほどの駐車場の購入にみたい、後からまたもめないようにしていただきたいのですけれども、私は、確かに今後の使用目的、あの建物がすっきりと利用できれば大変効率のいい買い物だと思います。ただ、将来的に何もなくて買うということには疑問があることなので、それを皆さん、どう他の議員が判断しているのか。私は好ましくないと思って判断しております。

委員長（島田政典君） 他にございませんか。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 一連の公有財産の購入費に当たってお聞きさせていただいた中で、確かに、町長、副町長の説明される、本当に割安だという話も承りましたし、今後、多目的な用途にも、立地条件的に、場所からいっても隣接している町有地もそこに存在するから、値が余計評価されるというお話はわかるのですけれども、私どもも、そういう中で、もうひとつ踏み込んだ中で、それは以前の総務課長さんから、細かくルールの説明はいただいたのですけれども、目的がないものに対しては1円たりとも、やはり今投資すべきではないだろうと。安い高いもわかるけれども、まず、目的が最優先でなかるうかと。

これをしっかりと、やっぱり今後、今回予算計上はまだされていませんけれども、今、町で、やあやあやあや、人のことだということで騒がれています、密約があるのではない

か、裏工作があったのではないとかいう、小公園だとか、何か映画口ケ地の跡も何だこうだとやっています。何もなくても、私は土地の所有者の人も大変な迷惑だと思うのですよ、あまりああいうことをされるとするのは。目的があって初めて、こういうものにきっちりとする目的を持って、こうだからこれを購入するんだということと、いや、格安だから、まず入手しておけば何とかなるわと、お答えは、いつかはそういう副町長の意見ですけれども、福祉という言葉をつくっておけば一番無難だろうと。だから、福祉に、まず、いろんなことで、今後購入さえしておけば向けられるのではないかというイメージのとらえ方も、私、事実しているのですけれども、やはり、あそこの、仮称でしようけれども、小公園とは一体何なんだろうな、こんなところで、どうして小公園ということが名称としてなるんだろうなというのも事実。そういうところから何か探られるのではないのですけれども、どうも、果たして小公園という位置なのかなという、仮称にしても、何かそういうようなイメージが入ってしまうものですから。

私が言いたいのは、何を言いたいんだということ、まず、立地条件的に更地が一番好ましいのですけれども、なおかつ、目的を持ってお金を出すんだしたら皆さんいいと思うのですよ。何とか安いと、これは買い得だぞというイメージは、もう十分説明して、みんな議員さんもわかってくれたと思うし、私も、特に南区のコミセンに対しての質疑もさせていただき、この法務局のことも、副町長からも、前進的な意見もいろいろお聞きさせてもらって、今日、非常に立派な、地域の人々も喜んでますけれども、1日1日、建設が進んでいると。

ただ、一たん、いろんなことの経過があったにしても、まず、目的がないものに対してどうなんだろうなということが、我々、勉強会をした中で、これはちょっとお聞きしたほうがいいし、財産の購入費ということは、今

後も予算計上が図られるだろうから、そこをきちっと我々も訴えるべきでないかということが結論なのです、実は。

そのことを、ちょっともう一つ、くどいようですけれども、その辺をもう一度練っていただけのはいけないか、最悪は、このことが、できれば修正なんていうことはならないのだろうなという意見も実は出たのも事実ですけれども、本当に議員さんにお諮りを、銘々の皆さんにしてほしいという、我々も本音はあるのですけれども、その辺はいかがですか。目的がないということに対しては、1円たりとも、今の時勢として出す時期なのかというのが結論なのですけれども。

委員長（島田政典君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。目的がないということが随分強調されていますけれども、確かにコンクリートになっていないというのは事実であります。コンクリートになってない、固まってないというのは。

ただ、やっぱり町づくりでは、いろんなことを取り組みしていくという中で、とりわけ建物を建てる、何かをするということになれば、やっぱり土地がなかったら何も展開できないということにもなります。ですから、一番いいのは、目的がしっかり固まって、そこで適当な土地があれば一番いいという、これはだれしも分かりやすいことでもあります。

ですから、うちの町では、私が首町に就任してから土地開発公社というのは解散をいたしましたけれども、当然将来のことを考えて、土地を先行取得するための、当時は土地開発公社というのを設置しておりました。

また、一方では、きょうも提案をしております土地開発基金、これも、どちらかといえば先行取得の部類に入るのかなという、そんな思いもしております。

そこで、今議論になっております法務局のところ、これは、一つには、やっぱりぜひ御理解をいただきたいというのは、国が所有している物件ですから、これは、もちろん取得

をするタイミングの問題もあるということです。

先ほど大久保議員の御質問にもお答えをいたしたとおり、可能性としては、まだコンクリートにはなっていないのですけれども、この連携システムが本当に詰まっていますけれども、描いているようなことがあるとすれば、結構用地が必要になってくる。例えば高専賃住宅、お年寄りの、高齢者の方向けの高齢専賃住宅だとか、それから、介護に必要な拠点だとか、あるいは訪問看護の拠点だとか、いろんなことを、今、目下病院を中心にしながら議論を進めているわけでありましてけれども、一つそこに、この土地を、あるいは建物を取得することによって、これは選択肢が広がるなど。当然、旧公民館跡、それから保育所跡、今コミュニティセンターが建っていますけれども、まだ土地は、少しは残っております。位置的にも、これは取得しておくことがいいのかなと。

先ほどから言っているとおり、万が一、連携システムの中で、そのところは活用できないということになったとしても、あそこにある教員住宅が張りついているのです。職員住宅はもっと南側です。道路を挟んだ南側です。道路を挟んだ北側は教員住宅なのです。教員住宅も、近いうちに建て替えの時期になってくるということですね。

そうしますと、今の旧法務局庁舎と、もう一つは旧法務局の職員住宅があったのですけれども、ここの建て替えも含めて、この土地を取得しても、全く公用として使える道はないのか、閉ざされるのかといいますと、そうではないということですから、ぜひ、そこら辺についてはぜひとも御理解をいただきたいなど。

価格面からいっても、本当に最悪の場合、町費を出してこんなことがあってはならないのですけれども、最悪の場合、町がお金を出してあの建物を解体する。将来、当時の町長はそんなことを言っていたけれども、こんな土地、使い道ないよね、最悪そうになったとき

に、何年か後に、ではあ、したら一般に売りますかといったときにも、仮にそうなったとしても、今回の取得価格からいきますと、今のあそこの実勢単価からいきますと、決して町民の皆さん方に、大事な税金を、手出しをして処分をするなんていうことにはならないなという、そういう判断も働いているということでございますから、ぜひその点は御理解いただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ触れられておりました、これは行政報告で触れた部分の小公園、旧フードセンターの、そのことを心配いただいているというふうに思います。

こども、今の実態というのは、きょうも少し触れさせていただきましたけれども、御案内のとおり、冬期間、あの建物は古くて、しかも、今、実は、所有者名義は旧フードセンターさんになっているのです。問題は、このフードセンターさんが、実は業績が芳しくなくて、実は、もう今は実在していないということであります。

会社の清算をするときに、管財人も設置をされながら、あそこは、一応は財産ですから、整理をすべく、裁判所を通じて公売にかかったわけですが、結果として買い手がつかなかったということでございます。ですから、会社の実態はないのだけれども建物だけ残っている。きのうも少し触れさせていただきましたけれども。

一番、この間私もも対応を苦慮しているのは、あそこの歩道に、冬の間、上からの落雪、もっと言えば氷の塊が落ちてくるということで、ここ数年は、歩行者の安全を確保するという意味で、町のほうでトラロープを張って危険防止に努めてきたということでございます。

さらには、ことし春先には、風が吹いたときには、軒店のこれが落下をしてきたという状況もあります。これは、もうやむにやまれず、実は、本当は、法律的にいけば、町が手を出したら、ちょっとどこかから何かあったときには問題になるかなというふうには思い

ましたけれども、しかし、通行者の危険を防止をするということで、私の判断で、町のほうで少し手を下して、落下する恐れのあるものの最低限のものは落とさせていただいたというようなことでございます。

率直に言って、きのうも少し高橋議員さんの御質疑の中で話をさせていただきましたけれども、私も、定期的ではございませんけれども、不定期に地主の高橋さんとも、率直ないろんな協議をこの間してきております。その中の一つで、土地所有者として、あそこをどう考えるというお話をさせてもらったのですけれども、土地所有者も実は手を出せないという状況なのですね、先ほど申し上げたとおり。一応、登記簿上は、所有者は旧フードセンターさんの名前で登記は残っていますから。

そこで、少しお話をさせていただきますと、今、町のほうで管財人の申請を裁判者のほうに申し立てをして、あそこを競売してくれというような手続にも入っているというようなことでございます。

そこで、行政報告でさせていただきましたけれども、まずは建物の整理がついた段階で、更地の状態で、町としては基金で買いたい。買って、まずは危険性を除去してもらうことが第一条件。それが終わった後、更地になれば町が取得をする。では、取得をした後はどうするのかということでもありますけれども、そこについては、駐車場並びに小公園的なものを整備しようと。

これも、今は名称が変わっていますけれども、旧町づくり交付金、今は総合整備交付金ということに、社会資本整備総合交付金事業ということになっていきますから。こちら辺も、きのうもお答えしたとおり、事前に道庁のほうとも、今こんな状況だと、仮にそういう整備するとした場合に、この交付金の対象になるかという事前協議も行いながら、これは可能ですよと、こういうお答えもいただいていますから、取得をして、すぐということではありませんけれども、当然交付金事業の予

算の枠もありますから、それは、道庁とも協議をしながら実施年度を固めていって、それが決まれば、当然、また、今回、先ほどちょっと議論いただきましたけれども、一般会計で買い戻しをします。その買い戻しをするときには、当然、この交付金事業の用地取得費相当分の交付金の対象にもなるということでございますから、そういう先を見据えた中で、行政報告で報告をさせていただいたとおり、用地は、もちろん条件はありますけれども、条件整備が整えば買いたいなということで行政報告をさせていただいたということでございますので、何かの町の中で密約が云々などという、そんな話もちょっと議員の方からありましたけれども、そういうことは一切ございませので、そういう経過だということでございますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） また今のにちょっと関連して、旧法務局足寄出張所土地建物購入費。普通、法務局の建物はとても古いから、一般的に考えたらそこを取り壊さなければいけない状況なのかなと。

土地を買うに当たって、建物を使うようなことがあったとしても、本来、その土地の所有者がそこを売ろうとすれば、古い建物は更地にしなくてはいけないから、その更地にするための経費を考えたら、それを割り引いて土地を買うのが一般的な土地の買い方かなと。そういう考えには、これを買うときに至らなかったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

委員長（島田政典君） 町長、答弁、

町長（安久津勝彦君） 今、矢野議員からお話があった、まさしくそういう形になったということでございます。先ほどから説明したとおり、当初は土地代が何ぼだよ、建物が何ぼで、一口に言って、高額な値段だったから町は要りませんという答えをしていたとい

うことです。

それが、ずっと経過をしていく中で、最終的に、先ほど申し上げたとおり、土地の値段、一応建物の値段も入っています。これは残存価格が残っていますから入っています。でも、そこを足し算なり引き算をしたときには、まさしく更地になった金額、これも実勢の価格と比べたら、私どもは実勢の価格よりも安いというふうに判断をしたということですから、まさしく矢野さんが言われているとおりになったということですから、今回、私どもは取得すべしという結論になったということで議会に提案をさせていただいているということでございます。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 要するに、ちゃんとそれを割り引いて買ったんだと。割り引いて買ったには、ちょっと高いかなという感じはするのですけれども。

そして、款で進んでるから、前のことも聞けるということなので。

先ほど、説明資料では土地購入費としか書いていない。でも、副町長の説明では、ちゃんと移転補償とか、そういうのも入っているんだ、だからこれでいいんだと。だけれども、どのように入っているのか、それがわからない。全く説明書に書いていない。そのところの細かい資料というのをもらうことはできますか。

だって、そこを全くわからないでこれを通していくということにもならない。やはり説明資料にない部分についての、先ほど副町長が言われた、これは土地購入費だけではない、土地だけで坪24万にもなったのではない、移転補償も入っているんだと。どれくらいに入っているのか、その細かい資料をいただけたらありがたいです。お願いします。

委員長（島田政典君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 旧法務局用地のことかなと思っていたら、このことですね。

それは、細かな資料云々というよりも、先

ほどから説明しているとおり、1億6,647万1,000円、これは、計上は、土地の買い戻しということで計上させていただいていますが、その内訳として、先ほど副町長が説明したとおり、もう一度言いますと、用地費相当分で4,731万6,662円、端数がつきます。それから、補償費相当分で1億1,915万4,968円。要するに、今まで順次買い戻しをしてきたのですけれども、くるめて言えば、残ったものを全部今回買い戻しをして、基金としてはゼロというか、整理をしますよということでございますので、細かな資料というよりも、そういうことだということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 補償費の部分ですけれども、私も昔の地域を知っているけれども、国道沿いは、森下さん、立派な建物が建っていただけけれども、今の駐車場のあるような奥地には古い建物しかなかった。しかも倉庫のような。その内訳の補償費がどのようになっているのかということを知りたいので、そこをお願いします。

委員長（島田政典君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 平成9年に、基金で、4人の権利者の方から購入する時点では、当然、土地が幾ら、移転補償費が幾らという積み上げ算的な計算が当然されているのですけれども、今私どもが購入しているのは、土地開発基金からの買い戻しでありまして、基本的には土地開発基金ベースにはありませんけれども、今現在でいけば建物がないわけございまして、要するに、移転補償費も込みで、もうそのときにはプールにされていて、現在は購入をするということですから、議員のおっしゃられた数字を出せというのであれば、平成9年にさかのぼっていかないと、どこにどんな物置があったとか、そういった従前地の現状も含めて、一定の整理をしないと出てこないもので、今回は、あくまで

も土地開発基金が5億5,000幾らで購入した土地の最終的な残地を買い上げるということでございますので、そういったことで御理解を願いたいと思っております。以上です。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） やっぱり物置だったのですね。物置に1億1,000円。工場は国道沿いにありました。私ははっきり覚えている。その奥のほうには、古い農家だったような家があった。そして、小さな屋外のトイレもあったかなど。この中身についての説明は当時受けなかった。一つ一つの移転補償費は出せない、合計なら出せる……。

委員長（島田政典君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

委員長（島田政典君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） やはり当時の経緯を知りたい。口で説明したから、それでいいということにはならない。ここの説明資料には、はっきり土地購入と、2,260.82平方メートルまで書いてあって、値段も1億6,916万2,000円まで書いてある。こんなに細かく数字が書いてあって、そして、その中には、実は補償費が入っているんだ、土地代は違うんだ、そんなことにはならない。やはり説明資料の中にはそれを出すべきだ。その説明資料をお願いします。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 何回も繰り返しの答えになりますけれども、例えば、私の土地を矢野さんが買って、それをまた私が買うときに、私に建物がいっぱいあった土地を一度転売した段階で、土地が民間から土地開発基金に渡って、それが一般会計で買い戻すということを言いたいのですけれども、その時点で、用地補償費というのは、転売段階ではもう用地費に変わっているわけで、土地に転

嫁されているわけですから、その当時の資料を出せということは、転売する以前の資料を求めているんだろうというふうに思います。

そうなりますと、当然、冒頭申し上げていきますように、平成9年には、適正な評価の下に土地開発基金が議会の議決を得て購入をしているわけですから、今資料を出したとして、それでは、その資料に基づいてどういった議論がされるのでしょうか。されたとしても、その結果を、だれが責任を持って收拾解決をするのかという、そういったそのことにつながってくるわけであって、現実的には、今の議会、それと、私どものルールからして、そういったことをさかのぼって処理はできないというのは、これは当たり前話でありますので、今、議員が求められている資料というのは、提出には値しないものだと私どもは判断しておりますので、提出はできません。以上です。

委員長（島田政典君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 提出ができないと言われてしまったら、提出するほうができないと言うんだから、もうどうしようもないことにはなるけれども、やはり、その当時、詳しくどうなったのか、どういうことの経緯でこの金額が出てきたのかというのは、やはり詳しく知って議決するべきだと。それがなくてやっていくことの恐ろしさを感じている。このままで町はいいのかなと。

でも、出さないと言うんだからどうしようもないので、それは仕方がないので、こちらも引き下がるしかないです。

委員長（島田政典君） 引き下がったそうです。

7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） 実は、今回の提案につきましては、私もやはり、議員の皆さん、それぞれ議論されましたけれども、社会資本整備の関係で土地建物購入を示されたということでございますし、また、法務局の跡地も、仮称の南区コミュニティセンターを建て

るということで議論されている中で、目的を達成できたということの中に法務局の土地取得ということでございます。

そういった中では、今、それぞれ取得の目的についても示されました。大体内容はわかったわけでございますけれども、ただ、私としてみれば、この年度の末ということでございますし、時期尚早かなというふうに思っただけなんですけれども、そのために1回お聞きしたいことは、もう1点、今の議論の中で、もし抜けているといいますか、町の裏の土地の取得の目的です。その目的と、それから、法務局、万が一、これを買わなければどういう形になっていくのか、まず2点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） まず、1点目の役場庁舎横の土地の関係でございますけれども、登記簿上、1万8,131平米を購入したいということで行政報告をさせていただいております。

この土地につきましては、ただいまといいますか、今現在は、今年度で、もう今策定中でありまして、足寄町住生活基本計画及び公営住宅等小寿命化計画の策定をしておりますけれども、その中で、団地の奥は、公営住宅の奥は下愛冠に配置をされておりますけれども、近年の高齢化が進んでいる状況等々の中で、当初は、やっぱり郊外にということで、土地を求めて公営住宅を建設してきたわけですが、今、町中の区画整理も一定程度進んでいる段階で、やっぱりコンパクトな町づくりをしていかなければいけないと、そういった部分では、お年寄りも安心して住める町づくりという観点からいけば、町中に一定程度公営住宅をシフトしてきてもいいのではないかとということで、1万8,000平米、これは従前地でありますけれども、ここは区画整理でありますから、最終的には1万5,000平米くらいになるという予定をしておりますけれども、この面積は、旧貯木場に、今52戸の北団地が建設されておしま

す。その52戸の公営住宅用地とほぼ匹敵をする用地でありますから、単純に、同じものを建てれば同じ戸数建つといった広さでございます。

先ほど、冒頭申し上げましたように、長寿命化計画であったり、足寄町の住生活基本計画であったり、この中で、今後、今年度以内、3月までに策定をする予定でありますけれども、その中で、福祉関係の高齢者の専用高専賃ですか、そういったものも含めて、どういった住宅がいいのか、住民ニーズも含めて検討した中で、そういった部分で利用したいということで先行買収をさせていただきたいということでございます。

当然、その面積が5,000平米を超えておりますので、この部分については、当然、購入に当たっては議会の議決が必要な案件でありますので、また議会の皆さんに慎重な御議論いただいて、決定をいただいての購入という形になるかというふうに思っております。

法務局用地は、今買わなかったら今後どうなるのかということでございますけれども、当然、町が購入ができないということになれば、民間での競売にかかるというふうに聞いております。

以上です。

委員長（島田政典君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 午後から質疑をしようと思ったのですが、2時間程度、ちょっと質疑をさせていただきます。

まず、総論的に、今回の補正予算、非常に重要な意味を持つのかなと。なかなかこういう予算提案にめぐり会えることは希有だというふうに認識しております。

今回の13点の行政報告がございました。その中で、6点目の役場庁舎専用用地取得等の絡みも含めて、多岐多様にわたった、未来形の政策を含む、財政を含むプランニングを示されているわけですので、今回の補正予算、まず一つには、今回の、今、本予算は開会後

から議論がございました財産管理費の関係、これは庁舎管理費との関係で質疑がございました。とりわけ庁舎用地購入事業の関係については、非常に議論が百出してございました。

本来の土地開発基金の現状、1億7,800万円強、きょう段階であるというふうに認識してございますけれども、その土地開発基金そのものの本質について、やっぱり御理解いただいていない面があるのでないのかなと、議会サイドで。もちろん執行サイドは、十分に承知の上で、しっかり提案をしているところですね。

一番の根幹となるものは何かと申しますと、本来、土地開発基金は昭和46年ですかね、制定されたのは。一番冒頭に。私の議員の4年前ですよ。土地開発公社ができたのは、その2年後の昭和48年なのですね。

土地開発公社については、平成18年3月の定例会で、廃止をすべく提案があったわけですね。その趣旨というのは、理事者の報告によりますれば、そういうような土地開発公社をつくって、そういう状況でなくなると。つまり、土地を先行取得してまで行政展開する状況にならないので、土地開発公社を廃止したいと、こういう申し出で土地開発公社は廃止になりましたね。

そのときの状況と今定例会に提案されている状況を踏まえれば、本来、予算案というのは、当該年度で執行する分については予算を示してそれで済むものなのですね。当該年度に予算を執行しないから、先に行くから、その場合の前提として先行取得という言葉が出て、従来土地開発公社はそういう形で運用され、それが部分的には、もちろん46年の開発基金条例を制定以後、一連の動きがあったことは、これは事実なわけですが、ただ、論点となっている問題ですよ。

それぞれの議員から出て、疑念を示されている論点は、本来、土地開発基金条例を制定して先行取得をしようとしたときには、単なる土地のみにとどまらず定着物、それもあわ



せて、土地開発基金の財産として取得すると。したがって、財産と言ったって、俗に言う物件補償めいたものは財産として全く残りませんね、取り壊しますから。あとは更地だけです。しかし、基金条例上は、それも相あわせてやると。

今回論点となっているのは、土地二千二百何十平米と、こういう形で出ていまして、それを数値計算で割り返せば約24万7,000円と、こういうことなのです。

9番議員も私も、それから、あと残りは10番議員、それから14番議員ぐらいですか、当時、議会にいて、当時のスターティングから議席を持っていたのは、だから、問題は、ここで高いからってどうなんだっていう議論は全くないのですよ。それは行政の継続の中で引き継がれてきて、そして、今提案されたら、そういう割り返しの数値になると、そういうことですから。

ただ、一つは、これはあると思うのですよ。当時、今思い起こして、土地の状況もほとんど頭の中に入っていますけれども、これは理事者も御案内のとおり、特に副町長なんかは完全に御案内のとおりですよ。役場庁舎の位置づけを検討した際に、役場庁舎をどこにしようかということ、当時の理事者と議会サイドも検討した経過がございました。

そういうアクションを起こしているさなかに、要するに元町長さんが土地を寄附してくれた行為がございまして、一部、当時の理事者とは、今町民センターがあるあの一角を含めていろいろ検討しましたり、それから御案内のとおり、役場庁舎は今の町民センターの駐車場がある面と同じくらいの畑でしたからね。だから、そんな面の状況の中で、それでは駐車場をどうするのかと。だから、国道をバイパスで、職員の利便性を図って、仮にここが役場庁舎になったらどうしようかと、いろんなことがございました。

そんなことをやっているうちに、今の郵便局舎が新設に伴って土地買収が起きましたね。近傍類似の価格が出たと。これが、すな

わち今の旧地主さん、つまり森下さん関連の、片方は無償ですからいいのですけれども、一連の中でなった経過なのですけれどもね。

問題の論点は、やっぱりこういう数字を出されて、今在職している議員が予算等を含めて提案されたときに、私はやはり理解できないのではないかなと思うのですよ、正直に申し上げて。そのことは、当時、寄附されたんだから、条件つき寄附ではなかったけど公共施設ということがあって、どうしようという話をしたとき、しからば庁舎建設、だけど役場庁舎も一体となすとなったとき、どうしても土地が足りないというね。

だから我々、本補正予算案に対しての議案検討会をした、同僚議員と検討会をした際に、その中で、そのときにその執行にチェックをかけて在籍したのは私1人だったのですね。言われたのは、きょうと逆の立場ですよ。私が質問を受けて、答弁する立場でした。どうなっているのですかと、いろいろな話をされました。うがった見方の話は、私は公の席では申し上げるつもりはございませんけれども、ただ、私の記憶の中ではっきり鮮明に覚えているのは、随分用地補償、地権者等の確定に相当時間を要したことははっきり記憶にあるのですよね。

それは、やはり担当者も、地権者との協議の中でキャッチボールしながら一定の合意を得るべく、一定のセオリー的な通常の公共の補償物件のあり方、数値なり等を含めて、この国道付近に並行して建ったのが、やはり家具屋さんという関係があるそういう製材、そういう住宅がありまして、今の裏の反対側には、要するに物置とか車庫とかいろんなものが建っていましたよね。だから、それほど我々の常識からいったら、本当に補償価値感なんて、住宅は立派な住宅が、事務所兼でしたけど立派でしたからね。それについては一般的にあったのですけれども、はっきり申し上げて、それと同等の数値になったもんだなという思いがありました。

きょうは13番議員が、ちょっと町長もその言葉じりに、言葉の表現の仕方にちょっと不快感を感じて申し上げた、答弁された語句もございましたけれども、一般論としてそういう見方をされていたことも事実なんですよ。だから、この間、予算補正の検討会の中で言われたのは、何で議会がそれをやったんだと。だけど、あのときの選択の仕方としては、やっぱり一連の公共施設の集約の中で、そういう位置づけということの中でトータルの考えたら、百年の大計に立ったたらそれは是でないかという判断があったことは事実なのですね。だけれども、内容については、そういう前段申し上げたいろんな経過があったことは、今でも鮮明に承知、それほど長い話ではない、平成8年の話ですから。

ただ、ここで言えば、9番なり13番議員がお話ししている議論というのは、それは平成9年当時、面積的なものについては、全然はっきりそのまま動いていないわけですから、それは用地価格というのは折衝の段階で明らかになり、それから物件そのものについても明らかになって、そしてトータルの数字が今提案されて、それは節目節目で4回以降買い戻して、そして今回は5回目の買い戻しという形ですね。

だから、その前提となるものは、別に公にしたからといってどうということもなく、それを今現在、行政が継続されて、今の理事者から補償費がトータルで24万7,000円だから高いとか安いなんていう議論でなくて、中身がこうだったですよというくらいを周知するのは、私は何ら、私在家へ帰って相当古い書類を挙げれば、その数字が出てきて、それぞれのことを疑念を持った議員さんに配付することはやぶさかではございませんけれどもね。別にそんないるんな不明朗なことはやった経過ございませんから、それくらいを知らしめるのは何ら問題ないのでないかなと。

ただ、そのことが相当数の過年度になるものですから、その程度がどの程度にファイリ

ングされているかどうか。恐らくファイリングしてきちっと、私でさえ探せばあるくらいですから、多分あるかと思うのですね。私ここ10年くらいですよ。みんな一連の、2年くらい予算書を持って、あと全部破棄しているのは、それより10年先の26年間はきちっと保管してあったものですから。単年度ごとに箱に入れたりなんかしましてね、探せばあるのですけれども。きょうのところの議論を聞いたり、あるいは休会中の予算案等に関する同僚議員の検討会の中でも明らかになって、そういう御議論があったものですからね。それくらいはやっぱり示して、ちゃんと住民の方々に説明できてね、うがった見方をされないような中の形で知らしめる、そのための資料はあってしかるべきではないかなと、こんな思いをしています。

それと同時に、もう一つ。そのことをやるかどうかは理事者の判断です。

次に、お尋ねしますけれども、今回の予算案の持つ意味で、全体総括で言いましたけれども、今回の予算案は、今の現行の1億7,800万円強の中で、今回1億6,900万円、これを一般会計に予算提案して、そして後の行政アクションに私はやっぱり。後のアクションに、私の任期からいくと、もうこれで最後の私は審議かなと思っているのですよね、そういう意味からいきますと。次年度になるという関係で。それが一つ。

それからもう一つは、何を意味するかというと、今の公営住宅の北団地と充当するようなこれから今のプランニングができた分、このことについての財産取得に関係しては、面積、金額ともに、これは議会の議決要件もありましょうけれども、あとの区画整理事業地内の関係の取得については執行権の手の内なのですよ、これを認めれば。我々議会は関与できないこととなりますね。

ただし、問題は、何ができるかということ、予算提案は、これは政治に（聴取不能）ですね。その段階で、議会の手の内にならない状況で財産取得すると。そして翌年度、翌年度

というのは平成23年になるか25年になるか、私はそれはよく承知しておりませんが、手続行為からいくと、それぞれの原課が予算を提案して、今回と同じ状況に事業を執行しようとし、そういう状況が議会に対してお示しになるというのが通常の手続行為なのです。その際、今の土地開発基金条例の規程の第7条については、どの課が提出するのか。需用計画を提出するようになるのか、その辺は今の段階ではわかりません。それは、もう今の任期の中ではお尋ねすることはできないですが、予測としてそういうことをどのようにお考えになっているのか。

これは、基金は総務課長が管理することで、そして一切の事業展開は、規程の7条に基づいては原課がその需用計画を提出して、その基金をね。そういう絡みがどういう一連の中に入っているのか、その辺です。

私は、このことは非常に今回の補正予算は重きを置いて、珍しい予算だなと。先に次年度まで、任期が終わりの、これは任期が終わるまでである場合は、また別に珍しくないのですけれどもね。我々も議員の任期もなくなる、首長の任期もなくなる。さりとて、これを一定の、社会整備資本交付金という一つの一定の財政的なバックグラウンド的な政府の施策の中でやると。これは私はよろしいと思うのです。だとすれば、それ以外にはありませんかと、その町なかの関係で。私あると思うのですよ。

このことの持つ意味というのは、先ほどの一つ一つお尋ねすればよろしいのですけれども、時間があと5分ちょっとしかございませんので、あと個別には、総論的にただいまお話しして一定の御答弁いただければ、質疑だけして午後から御答弁いただけるように、どんどん質疑をまず12時までやります。副町長、そのほうがいいですよ。答弁の時間がございましてね。

もう一つ言えることは、今の町なかがそういう状況でも執行するということになります

れば、きのう市街地の再開発の問題でお尋ねして、とつても死んでも死に切れないという話を一般質問したら、終わったら島田先輩が、それはいつまでも長生きしなきゃならんねと言われたのですけれども。それくらい長生きできるかどうかわかりませんがね。やっぱり基本的に町長、副町長はわからないけれども、私にはやっぱり青春なですよ。昭和30年代からずっとあの状況は。それからどんどん推移してきましたから。やっぱり青春なですよ。

それと同時に、やっぱり状況が疲弊してきているというか、そのことは行政がどうのこうのという以前の問題も要因もありますから。だけれども、ただいま町なかということからいきますれば、今の言う社会資本整備交付金ということになれば、まだ町の中であって、固有名詞は避けますよ、地主さんが高橋何がしという方で、やれなくても地代がどうのとかそんな個人的なことは全くわかりません。そういう状況下というのはまだまだあると思うのですよ。

だとすれば、商工会と、あるいは行政も、地主さんの御協力はもちろんですよ。だから、36年前にさかのぼるけれども、その当時の地主さんの議員さん、商工会長もやった方も話したのは、恐らくこの状況では商業地域の再開発できないですよ。その要因というのは、地権が複雑過ぎると。

やるとすれば、財政上の問題もあり、資金運用の問題があるから、要するに1万坪平均で、あのころはまだ景気がよかったですから、15万ぐらいでも15億。土地開発公社をつくって買収して、権利の複雑をなくして、そういう形の中でいくということになるといいですけども、実際問題は、そうでなければ100%できないのでないのでしょうか、行政が何ぼ頑張ったって。足寄町の土地がすべてだったら話は別ですよ。

されとて、組合施行という状況にもなかなか得ない、個人施行はもちろん。そうすると、今のように町が施行になれば、同じく

そういう手法、事業メニューそのものがね。だから、美瑛なんか見たら、我々議会で視察に行ったことがあるけれども、あそこは組合施行でやっておりましたね。職員の方が、要するに手続行為は一連同じですから。そしてやっていたね。

反対した方、いらっしゃいますよね、当然。だんだんおくれていくのですよ。反対なわけだから、抜いていくのですよ、どんどんね。結果的には、町並みがだんだん、現地へ行って、ほぼ完成したところを視察に行っていますから、見ていましたけれども、やっぱりやるならやってくれということになるのですね、やっぱりね。

だから、そんなことも踏まえたときに、今回のこの補正予算の持つ意味というのは大きいのかなと。そこで、やはり理議者と我々議会との関係なのですけれども、やはり11月18日に副町長が出て、このように、しかじかかくかくですと説明をいたしましたね。いたしましたというその段階では、すべて地権者とはコンクリーになっているのですよ。プランニングもコンクリーになっているのですね。プランニングも、計画も。

何でこの時期だということになると、当該年度中に一定の申請行為やらなきゃと。当該年度というのは3月ということの意味しますね。来年の3月、平成22年度。そういう形の中で、一連の財政を含めてのことも国との絡みの中でやっぱり必要性があって、それで一定の緊急性があると言ったかどうか定かでないのですけれども、それに近いニュアンスのお話をされましたよね。

ただ、私が申し上げているのは、今まで恐らく総務産業常任会、閉会中に10回近くやろうということで皆さんで申し合わせて、ここ2年間した経過ありますからね。少なくとも1週間以上はやっているのですよね。その中で、当然建設課所管もありましょうし、たまたま先月の11日というのはわかって、理議者の日程と委員会の開催日を当て込んで、それで会議してお話を承ったと言うのですけ

れども。だけど、これはきのう町長が答弁されたように、ある議会のように、実施計画そのものが議会の議決事項でないということもあって、それで一遍議会に対してお話ししたと。その後は、一定の諸手続、つまり住民の意思というものを踏まえて、審議会に諮問をし、そして答申をいただくと、こういう手続で、そして最終的に理事者が判断をして、行政報告なり、あるいは予算措置と、こういう一つの手順ですよ。

だから、そこで完全に議会がすばっと抜けちゃうのですよね、そういうことによって。だから、きのうも議会との審議会委員に就任しないというかわりには、議決する者と審議を諮問を受けてやる者、その辺の問題点で、足寄議会は法律で求める都市計画法に基づく都市計画審議委員とか、本当に限られた、民生審議会はどうなっているか私も承知していませんけれども。法律で求められているもの以外は、要するに議員は就任していないという、これは先進地どこもそうなのですよ。

以上、そんなことも含めて、詳細については午後からまた再度きめ細かく質疑をさせていただきます。

以上、時間でございますので、終わります。

委員長（島田政典君） 午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（島田政典君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁からお願いをいたします。

町長、答弁、

町長（安久津勝彦君） 高橋議員から数点にわたり御質問といたしますが、御意見も含めてなされました。

土地開発基金、これは土地開発公社を解散をしたという経過も含めて、ここら辺の関連、さらには今回行政報告をさせていただきました、わかりやすく言えば旧フードセンターのところ、それから千春映画のロケセッ

トの関係、さらには役場の北側の用地の取得の関係、さらにはそれに関連しまして、今回提案されているけれども、町の中にそのほかに該地はないのかということ、さらには来年改選期を迎えるということもあって、この時期に提案をしていることの重要性といえますか、その部分。それは強いて言えば、きのうもいろいろ議論をさせていただきました、議会と執行者との関係ということになるんだというふうに思います。

そこで、まず最初に……。ごめんなさい。もう一つありました。基金に関しましては、基金の施行規程の中にあります需用計画、第7条の關係の需用計画の關係等々がございました。

そこで、まず最初に、少し基本的な部分で土地開発基金と土地開発公社の關係を少し触れさせていただきたいなというふうに思います。まず、土地開発公社については、先ほど詳しく高橋議員からお話しいただいたとおり、今現在は解散をしているということでございます。そこで、そもそも土地開発公社と土地開発基金の違いといえますか、少しお話をさせていただきますと、土地開発公社というのは、これは公有地拡大に関する法律の中にそういう公社を設置することができるということになっておりまして、まさしくこれは都市計画区域内の将来の事業計画に基づく先行取得というようなことでございます。ですから、先行取得という意味では、土地開発基金でも共通するということでございます。

私がずっと重要視といえますか、これは土地開発公社の解散に至ったところの一番の重要な部分でありますけれども、まず財源の問題がでございます。土地開発公社というのは、仮に事業を執行する場合については、銀行から借入れをし、そして財源をつくって、そして用地を先行取得する。そして事業実行段階において、これは仕事としては同じでありますけれども、一般会計で買い戻しをする。当然、その買い戻しをするときには、土地の取得価格とプラス管理経費ということで、当

然銀行から借入れをするわけですから、この利息もオンして買い戻しをするということで、数年やってきたというようなことでございます。

そこで、なぜ公社を解散をしたのかということ、これは私どもの町に限らず、全国各地で解散が相次いでおります。それは何かといいますと、当時、そもそも先行取得ということは、都市計画法では事業認可といえますか、事業計画の決定をされていた部分の買い取り申し出ということもあるわけでありまして、ともかく土地の値段が将来にわたり値上がりをどんどんしていったという、こういう時代背景もあるということです。近年は土地の値段というのはずっと下がり続けてきているということもあります。それから、また一番なのは、その借入れをする銀行からの借入れの利息、これがどんどん重んでいくということもあるということもあって、そういう中で行政報告もさせていただいておりますけれども、当面、先行取得をしなくちゃいけないような大きな事業計画も、現段階では計画もないということも含めて、解散をすべしという結論になった。

では、これから先、その時点では先行取得ということはないにしても、仮にそういうことがあったとした場合にどうするのかという、こういうことも検討をさせていただきました。それについては、一方で土地開発基金という基金を持っているということでありまして。この土地開発基金は、財源というのは一般会計から基金に積み立てをし、それを財源にして先行取得に当たるといふ、こういう違いがあるということでございます。ですから、一方では土地開発基金はそのまま残すことによって、当然必要な事業が生じたときには、まずは一般会計からの繰り出しをしなくちゃいけないということでもありますから、これは当然議会にも提案をし、議決をしていただいた後に、基金造成をして、そして資産の買い取りをするということになるという、こういうことでございます。

そこで、今回提案をさせていただいてます、今砂利になっております役場西側の今現在土地開発基金で持っている財産、これを一般会計で買い戻しをする、この提案に至ったということでございます。

次に、行政報告をさせていただきました、基金で買い戻しがお認めいただいた後の手続ということでありまして、ここの部分でフードセンターのところ、ロケセット、役場の北側については先ほど副町長の説明もありましたから、そこは省略をさせていただいて、町なかにはほかに該当地はないのかという部分、この関連でありますけれども、実はきのうも、あるいはきょうも少しお話をさせていただきまして、この間、とりわけ市街地の町づくりについては、土地所有者であります高橋さんと不定期ではありますけれども、随時、お互い時間がとれるときに、町なかの町づくりについて意見交換をさせていただいているところでございます。

そこで、私のほうからまずお話をさせていただいたのは、将来の町づくりにとって、高橋さん、土地を売ってくれないかと、売る気はないかという打診をしました。イの一番は、駅前のお両サイドの角地であります。これは当然建設課のほう、担当課とも打ち合わせをしながら、あそこをポケットパーク的に整備をできないかと。駅前でありますから。それができればいいよなということもあって、まず一番に打診したのが、そこを売る気はないかということで打診をしたところでございます。そのときにお話したのは、そこがまず一つですね。

次に、フードセンターのところ、これは先ほども説明したとおり、今の建物の危険性の問題等々も含めて。ただ、クリアしなくちゃならない問題はたくさんありますけれども、その基本的な問題整理ができるとしたら、土地所有者として売る気はないかというお話をさせていただいた。

3点目として、その千春のロケセット。このロケセットも、当初、映画撮影が終わっ

たときにどうするかという議論もしたのですが、もう処分したほうがいいのかという議論もしましたけれども、しかし、せっかく足寄出身の松山千春さん、映画になった、このロケセットとして使われたということで、これは観光協会なんかとも相談をしながら、やっぱりその当時は、何年ということとは確定はさせておりませんが、当面はやっぱりそのロケセットを目当てに観光で訪れるお客さんもいるのではないかとということで、今現在は建物は無償で譲渡していただいて、町所有になっておりますけれども、管理は観光協会に委託をし、土日ですとかあるいは連休のときに開館をし、見ていただいているというようなございます。

そもそも、あれをまたどうするかという議論をした中で、やっぱり松山千春さんの知名度を利用させていただいて、駅前には歌碑もできた、それからロケセット、それから千春さんの家というようなことで、町なかをぐるっと散策をしていただくというそういう意味合いからいくと、あそこはやっぱり残す価値はあるねというような判断から、あそこの土地についても売る気はありませんかというようなことで打診をし、結果として、一番最初に申し上げました駅前の両サイドは売る気はないという返事でございましたけれども、残りのフードセンターさん、それから千春のロケセットについては売ってもいいよと、こういう私との間で基本的な確認ができましたので、その後、担当課長を交渉窓口として、具体的な詰め、言えば土地の価格の問題の詰め等々に入らせていただいて、そこも協議が調ったということになりました。

そこで、手続上は、高橋議員が先ほど申し上げたとおり、この北側は面積的に、あるいは予定している金額的にいっても、これは当然議会議決が必要な土地であります。残りの二つについては、極端なことを言えば、基金にお金さえ持っていれば、執行者がやる気になればできます。

しかし、私は、かねてから議員から御指摘

のとおり、やはり大事なことは執行者と議会の中での情報提供を含めて、議会のほうでも的確な判断をできるような情報提供という、これはもう頭の隅にずっと置いておりますから、これは常日ごろから機会のあるたびに担当課のほうで予算の提案であったり、いろんな事業なことであったり、これは途中経過も含めて機会をとらえて、とりわけ委員会開催のときに、付託をとっているのとないにかかわらず、委員長さんと連携をとって、逐次報告をすべしということを示してまいりました。

この関係についても、この時点と言われればこの時点ですけれども、それは何も意図したことではなくて、先ほど来説明させていただいているとおり、社会資本整備総合交付金事業、これ正式名称でありますけれども、これの申請といいますか、協議というのは、これは年内あるいは年明け早々にも足寄町の計画の、例えば23年度、24年、25年にこの事業をやりたいんだよという、こういう協議を、申請ということになりますけれども、それをしなくてはいけないということもありますから、当然私も改選期ではありますけれども、そういったことから早目に所管委員会に説明をすべし。そして今回の行政報告もしっかりさせていただいて、議会のほうの議論といいますか、御理解もいただきたいという趣旨でこの時期になっているということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、実際に今度、基金で2カ所を買うということになりますと、当然議員仰せの7条に規定します需用計画、これは主管課はすべて交付金事業でありますから、主管課は建設課になるということになります。建設課のほうから総務課長に対して具体的な需用計画、これはもちろん道との協議も踏まえてそういったものを作成をし、そして実際の買収に当たる実行段階に入っていくと、こんなことになるというふうに考えているところでござ

います。

それから、その他で触れられておりました区画整理事業の施行について、3種類あるのですね。個人施行、組合施行、それから私どもは町ですから、町施行と3種類あります。

我が町の区画整理事業、実は私は体育館にいるときに区画整理をやると聞いたものですから、前にもちょっと言ったことあるかなと思いましたが、私も若いころ、中部の区画整理事業に携わりました。そのときの係長が当時収入役でありましたから、体育館にいるときに区画整理を足寄町がやるという情報が私の耳にも入りましたから、すぐ当時の収入役のほうに飛んでいって、これは組合施行でやるのですか、まさか町施行でないですよという、これは余分な話ですけれども、そんなお話をさせていただいた経過があるのですけれども。いや、安久津君、それは町施行だと言うから、市街地ですから、町施行となるとこれはなかなか難しいのかな。

それから、もっと言えば、御案内のとおり、足寄町はきのうも触れました駅前、この国道を、すなわち駅前の中心地ですよ。これが1人の地主さんが大部分を所有しているということもあったものですから、そのことも、私もずっと役場に入ってから土地に関係する仕事を長くやっていたから、非常に議員も言っておられました権利関係が難しいということですから、組合施行であれば、私もまだまだそのころは若造でありますけれども、組合施行であれば可能かなというふうに思いましたけれども、町施行というのは、なかなかこれは権利調整だけでも厳しいなという思いがありましたから、そんなやりとりをした経過もありますけれども。

しかし、これは町施行ということで決定をいただき、これは事業認可もいただいていますから、私が首長になって以降も、肅々とこの事業は進めさせていただいているということでございます。

また、先ほど、ほかに該当地はないのかというところで、一つ駅前のことを触れさせて

いただきましたけれども、実はきのう矢野議員さんの質問にもまたお答えしようと思ったのですけれども、道路なのか駐車場なのかというお話も、そこを整理してもらいたいということで、その次に答えようかと思ったら、もういいって言うから答えられなかったのですけれども。

この可能性は、当然これからもちろん地域の方々あるいは商工会の方々を含めて、町なかは当然御指摘のとおり空き地が目立っている。それから、きのうも少し申し上げました危険家屋も目立っているということもありますから、これは本当にどなたが首長になると、そのことはどう住みよい町づくりをしていくのかという課題は変わらない課題ですから、それは真摯にしっかりと協議をしながら進めていくことが肝要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（島田政典君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 午前中の質疑に対して、午後から冒頭から答弁をいただきました。

まず、疑念を一つ持つのは、土地開発公社が要するに48年になって、18年3月定例会に提案になっていった。そのときの理由の、解散のペーパーを手持ちしておるのですけれども、一般論から言わせれば、三セクとか土地開発公社は全国レベル的にほとんど上げ潮ムードというか、経済が右肩上がりの中でやって、ことごとく、道内も有名なところもあるのですけれども、固有名詞は避けますけれどもね。それと我が町はちょっと状況は違うのですけれどもね。

ただ、私は唐突に感じるのは、そのときの報告の内容からいけば、今後そういう提出の計画もなかったと。それから、500万の出資で、あとは資金運用で借りてやる、これは御案内のとおりなのですけれどもね。だけど、それが分かりやすく言えば、急遽降ってわいたような感じの中で、今回出てきたとい

うこともあり、その辺にやっぱり疑念を持たざるを得なかったなど。

一方で、社会資本の整備総合交付金との絡みの中での財源対応も含めて、一定の緊急性があると申しましょうか、一定のプランニングをせなくちゃならないという、時期的に改選の時期であろうともやらなければならなかったという御説明なのですけれども、ただ、短絡的に思い起こしますと、ちょっと首をかしげるかなという思いをしているのと、午前中にお尋ねしたように、我々議会と議決機関の間で全く、町長も答弁をしてお認めのように、手の内に入ってしまうと。

予算という形で買い戻しするときに、要するに基金条例の運用規程の第7条で需用計画担当課が総務課長に計画書を出した時点で、その時点で基金から買って一般会計で所要の予算の提案をしてという、その時点はそうですよね。その前のことについては、全く我々は手が触れることをできないということが、一般的な法規範上の事実なのですね。これは事実なのですよ。

だから、今おっしゃっている3点セットの、まず審査に議会が全く関与できない形で進む、今の2点ですよね。この2点というのは、要するに千春のところであったり、今のフードセンターの跡地の問題ですよね。そういうのは、議会との関係の中で、先ほど町長答弁の中でおっしゃっていましたが、プロセスを含めて、そういう状況でお互いに両輪ごとく情報を開示して、どういう一つの行政の施策選択がいいなという選択をする、ともに検証する場が議会に与えられれば話は別なのですけれども、過去形の形の中で出てこられますと、相手があってもほぼ内定していることですよ。そうすると、我々議会サイドに選択権が及ばないのですよね。例えばこういうことがあるのですよ。

ある議会議員人事の中である当該委員長に、相当年数前の話ですよ。彼から某だれだれを次の何々の委員に選任したいということで考えていますので、ひとつよろしくお願



いしますと、こう言ったと言うのです。受けた委員長は、わかりましたと言うんだよ。ところが、いざ提案になる直前になってから、議会内部でそれではまずいということになって、そこで彼はこう言うのですよ。私は提案するということはお聞きしたと。だれを提案したというふうに聞いたと。だから、私はそういうイエスなんてことを言った覚え、ただの一度もないと。こんな行き違いもあるので、私は、やっぱりこういう政策の行き違いということとは好ましくないなって。

だから、きのうの一般質問の中で、本日午前中の質疑の中にもお話し申し上げましたけれども、一定の実施計画についても、議会の権能があるうちはそういうことは心配ないのですね。あとは問題は、やっぱりスピーディーさ、議会にスピーディーさを要求されるのですよ。そのことを議会に執行状況を開示する。つまり、今回で言わせば、今回国の制度の中、社会資本整備総合交付金の中で有利な財源対応ができるという状況もあり、その手続行為はいついつまで考えているんで、議会サイドについても十二分に検討を含めてしていただきたいと、検討していただきたいということがあって、そうですかと。だけど、11月18日は全くそうではないのですね。もう答えが出てて、行政報告なり、今回の補正予算に提案するという状況ですから、我々には全くチョイスする、あるいは選択するという状況は全くないわけですね。認めるか認めないかだけの話だけですよ。

そうなると、ここまで来ますと、地権関係者がいれば特に複雑なのですよ。議会がノーと言ったと。ここで同意しても同じことですよ。最終的に可決になって、論議すること自体が、当該議員の発言が問題になるので、やっぱり。相当反論をしたとか、反対をしたとか。賛意を示さなかったけれども、最終、本人は賛成したとしても、議論が公に残って、当該関係者に不快感を与えるという言葉が適当な言葉なのか言語かどうかよくわかりませんが、いずれにしても何もな

しで理事者といろんな形の中で政策合意されて意識決定したものが、議会で議論もなく何もなしで異議なしで通るのが一番いいんですよ、やっぱり。これは立場を逆にしたら、私もそうですよ、やっぱり。

それは事実ですけども、だからそうなるって議会のきのうの議論の本論ではないですけども、やっぱりあるべき姿がね、そこで初めて共同の責任を持つのですよね、議会としても。だから、仮に為政者がかわったとしても、今になると行政に継続性があるものから、為政者がかわったとしても、やっぱりそこに在籍した議員というは共同責任を持つのですよね。

今、平成9年のフィードバックした話をされていますね。今、1期や2期の方だったら、何で先ほどの午前中の議論でないですけども、24万7,000円になるんだと、こういうことになるのですよ、やっぱりどうしても。信じられないと、こうなのですよ。

私は、やっぱり町長が先ほど答弁したように、努めてやっぱり今は情報公開の時代でしょう。そうならば、情報公開条例をもって公開を求めるなんて、こんなことをしなくたって、一定の中でつまびらかに説明したほうがいいのではないかなという私は思いでいっぱいなのです。だから、一定の中でどうしても説明が省略するものですから、そこにはどうしても行き違いが生じますよね。

きのう一般質問の中で、時間がありませんでしたので割愛した点から言わせていただきますれば、今議会改革の中で首長に求められている主要施策の説明でありますとか、あるいはその経済効果であるとか、あるいは時期的にその検証とか、そういうものを条例に制定をして議会も共同責任を負うべくまで説明をして、自信を持って一定の意思決定をするということが、これから求められているのではないかなと。何もわからんけれども、みんなが賛成したから賛成したんだという法律効果は、きのうお話ししたように同じですよ。法律効果は同じですけども、我々が同じ二元

制の中の議員として住民に説明をできないですね。中身が何だかわからんけれども、一応決まったのですよねというような感じでは。地デジのあれでもそうですし、一連のいろんなものがございますよね。

特にやっぱり一つの、こういう状況になって継続的に事業を執行する節目のときが、特にそういうことが特に要求されるのかなって。だからやっぱり理事者、執行機関の担当課も含めて言っている、これが足寄町で最善の策だと。財源対応も、今逃したらなかなかこういうことにならないから、今のうちにフライングで申請しておこうと。それは単年度ことでなくて、先に向けてもそういうことになるわけですから。だから、その辺の説明をね、単なる議会じゃなくて、その前段であればベストかなという思いがするのですよ。私はそのことを申し上げているのですよね。

それと同時に、過去形の話をお問われた場合も、今の現在の為政者に直接どうのこうのということではございませんけれども。現時点でプランニングして、未来形については当然説明責任あるけれども、過去については、ただ客観的事実を議会に開示するだけですよね。だから、平成9年に求められたって、全体で今回で5回目ですと道路、公園という形でずっと今の崩してきた。本体の分がどうなんだっていうことを何回もお話を聞いているわけですがそれでもね。それほど私は難しいことでもないし、公開のできないことでもないのではないかと。その時点で高いとか安いなんていうのは、そういうことは現段階では議論になりませんから。ただ、今提示している数字になったら、そのことの過去のこと知らない人は、明らかにきょうの午前中のような他の議員の発言の趣旨になってまいりますよね。そういうことなのかなという思いをしているのですよ。

だから、私も、きのうも町長はかなりエキサイトして、ちょっと精神的に高揚した思いがあります。私は冷静沈着にやりますので、その辺も含めて、やっぱり両輪のごとくにき

ちっとこれからいなくなっちゃうのかなという思いをしているのですね。したがって、先ほどの中での町なかの関係等についても、例えば地権関係者と（聴取不能）者と役務の関係とかいろんな関係、あるいは9番議員一連のちょっと土地の位置からやめましたよと言うけれども、一連の中の有効土地利用なり、町の商店街形成のあり方なり、方法論は幾らでも、そんなハードの大きなビッグな事業を投入しなくたって、一つ一つの中できめ細かなことを私はできるのでないかなと思うのですよね。それは地権者合意ですよね。

だから、特定の者に利益を持たせるというのは、それなりに一定の公的なパブリック的な一定の政策があれば、私は何も問題ないと思うのですね。それが変な形になると、うがった見方をされるので、それはやっぱり我々議会、あるいは具体的に言うと所管委員会にも一定の説明をして、どういう方法がいいんだろうかと、どういう方法がいいんだろうか。

だから、よく知らない都市、議会の視察だって駅前に立ったときに、いや、すごい寂れた市の規模でもすごいなど。もうちょっと行ったときの駅の印象、駅前の印象でもってその町の経済活性化が衰退しているんだなという思いがするのですよね。だから、それはよその町はともかくとして、うちの町だって、たまたまそういう今の拡幅道路事業の中で、楽屋裏が見えて。

中国はもちろん行ったことはありますけれども、行ったときの中国と、オリンピック始まる前の同じ北京でも、南京でも、上海でも全然違うのですね。要するに、開発のときにはいろんな外国が来てもシャットアウトして、その国の体制もありましようけれども。しかし、うちの町は、こういう状況になりますれば、その辺がどのようにやっぱり展開していくのか、私は肝要かなと思っているのですよ。

そのためには、さっきから申し上げているように、議会にきちっとやっぱり情報開示を

して、ともに考えるという、そういうようなことの行政手法のほうが私は好ましいのではないかと。それが我々議会にも求められているところではないかなと。

私は、ここで何でこんなに時間かけて質疑しているっていうのは、もう任期が終わり、基金条例で問われている1億6,000万強のこの会計を了とすれば、あとやることは町長はオープンにしているものですから、はっきりわかるのですね。そういう基金条例でもって、財産が今度は現金に変わっていく、現金から今度は次のアクションがはっきりしているから、だから私は、そして任期もあなたもないかもしれないけれども、私もないわけだから、今ここで発言をして、きちっとしておく責任もあるのですね、今は現職の議員として。だからくどくどしく質疑をさせていただいていることも、ひとつ御理解をいただきたい。

それと同時に、今回のこの予算の中で269万ほど資金運用の中で、178万の資金運用で歳出を見て積み立てをするわけだ。ルール分基金条例もそうしてやっているのですね、ちゃんとね。あと問題は中身だけなんです。中身だけですね。

だから、もう一言敷衍させていただければ、きょう午前9時から産業常任委員会で、区画整理の換地の問題について、これは私自身は別途検証して担当課から説明を受けていたのですけれども、委員長だけわかっているのではなくて、委員全体にやっぱり情報の共有をして、価値観の共有をします。今回の補正予算もあったものですから、きょう9時からやりました。委員のメンバーはそれを理解していただいたと思いますけれどもね。

例えば今の千春さんのところの分は、まるっきり区画外だよ、あそこね。千春さんのところは区画外。区画の外でしょう、やろうとしているところは。区画外ですよ、区画外ね。だけど、一方で、今の北1条の東街路に通っているのは区画はあるのですよ、1区画ね。町長も勘違いされているけれども、そ

の辺は何でならなかったのかとかね、あるいは役場庁舎の裏の現庁舎のところの保留地の関係もごさいますね。その辺はどうにもならなかったのか、いろいろありますよね。あるいはもう一つ、フードセンターの跡でも、あれはもちろん完全に区画外ですから、あの辺の絡みもね。その辺の資金の問題もありますよ。

だから、私はこうやって議席を有した足寄町の一番の悲劇は、やっぱり大口所有者がいたから土地ができないということですよ。池田もそういう状況にあったことがある、伯爵とかいろんな方があった経過。本別町の、でもあれは道営事業でやった経過がありましてね。だけど、足寄町は意外とそういう中で、我々議員に就任してから36年になって、一番のやっぱり時の為政者がやりづらいつついうはそういうところにあったのかなと。

だから、市街地再開発の話が議員仲間で非公式のところでは協議したときは、何回もお話ししていますように、やっぱりこの状況ではなかなか担当者としても、組合施行であれば話は別だけれども、これは難しいだろうと。難しいのは午前中に申し上げたようなことを何回も申し上げ、町長も西部の係に携わったとおっしゃっているから、あれはそれなりにまた違った論点は、ちょっと（聴取不能）しているものとちょっと論点はあったとしても、それは現状の状況にあるわけですからね、それと一緒にならんのかなという思いをしています。

そんな思いで今回の補正予算、もろもろを含めてくどくお尋ねしている趣旨も御理解をいただきたいと、このように思うところがございます。

委員長（島田政典君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これは本当に議員御指摘のとおり、これはきのうもちょっと申し上げましたけれども、今の法規範でいきますと、原理原則でいけば、執行者側と、二元代表制で執行者側と同

じく町民から選ばれた議会側、これは対等の立場で、しかも執行者は提案権、議会側はそれを是とするのか、否とするのか、当然もし是とした場合についても、ちゃんときちっと議決に基づいて町政執行がされているのかという、こういう監視機能も備えているということでもあります。

ですから、この法規範だけ見ると、必要なときに予算提案をし、こうすればいいと。しかし、今の難しい状況の中で、そんなことで回るのですか。まさしく議員が言われているとおり、今は車の両輪のごとく、もっと言えば、最近は一体となってという。だから、このところは、やっぱりきちとしたお互いに線引きといいますか、ここを超えちゃならないお互いの違う立場というのは尊重し合いながらという、ここを一線画しながらもそういうことが求められているということでございます。

そこで、この間もずっとお答えしており、私も2期8年の中で、まさしく就任したときに高橋議員から、そのこと意を体すべしということで、これは本当に肝に銘じながら常に頭の隅に置きながらということで、そういう形でやってきたつもりであります。ただ、それが十分なのですかと言われると、私自身もまだまだ十分でないなという思いがあります。

それは、十勝管内の集まりの中でも、例えばどここの町の首長さんに、おたくの町はどういう形でやっているの。一番わかりやすい話が、今十勝全体で複合事務組合あるいは環境事務組合という議会がございます。必ずそのやり方というのは、本会議の前に全員協議会を開いて、そこで議案全部とうとうと説明をし、そして本会議、これは組合長から事前にやっていますから、大体型どおりの説明をして、異議なしで終わってしまう。このやり方がいいのかということ、決して私もそのやり方がいいというふうには思っておりません。

しからばどうすればいいのかというのは、

今、議会の中でも特別委員会がつくられて、議論が進んでいるというふうに思いますけれども、これはいずれかの時期には私どものほうとの協議ということになるのかなと。きのう若干高橋議員からの質疑なんかも受けましたけれども、そういう中でやっぱり新たな仕組みといものをつくっていかないと、やはり私は私の立場で先ほど来もずっとお伝えしていますけれども、この間でいけば重要なことについてはともかく期を逃さずに、すなわち一番手っ取り早い話が、今はうちの町は二つの委員会がありますから、所管委員会に関することは委員長とともかく連絡をとって、付託をとった案件の後でもいいから、ともかくこのことを報告させてくれ、相談させてくれということでやってくれということで、これはこの1年でも相当回数それぞれの委員会にさせていただいているのかなというふうに思っております。

逐次、そのことは私も報告も受けながら、逆に言えば、この問題はやっぱり委員会と事前にやっておくべきだよという、そういう指示を出してきているということでもあります。

そして、究極は、これもお答えしたというふうに思いますけれども、私が首長になってから、特に定例会については開会をし、その週は休会にして、次の週からまた再開、それは私は確認の意味で、どうしてうちの議会はそうなっているのかと。陸別町は、いきなり開会をして、すぐ一般質問ということのようでもあります。ただ、うちの町は、議会との協議の中で、やっぱり定例会のときには重要案件について行政報告がされると。議員各位においては、その重要な行政報告を受けて、その他のことも当然そうですけれども、必要なことについては、一般質問という中で執行者側の姿勢をただす、あるいは議員からのいろんな提案も含めてする。そういうことも含めて休会をとっているんだよという説明を受けて、なるほどなということと理解をしたところでございます。

そういう中で、この8年間、そういう形で

ずっと、特にどちらからも異論がないわけですから、そういう形で進んできているというようなことをございますから、本当に議員のおっしゃっておられる、やっぱり両輪のごとくやるべきであって、大事なことはやっぱりどこで、どこでやっぱり議論をする場、当然本会議の場というは当然でありますけれども、その前に議論をすべく事前の周知なり、情報収集なり、あるいは情報提供なりということの場というのは、私もこれはあったほうがいいというふうに思っていますので、これはぜひ今後、来年が改選期ですからどうなるかわかりませんが、どなたがなろうと、私はそのことの仕組みづくりというのは必要なのかなと、そういう認識にあるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど来から言われている説明資料の関係、先ほど、出せませんと言いました。これは決して資料がないからとか、そういう意味ではありません。今回提案していることと、その資料を提示することと、どういう関連があるかというのが全く見えないということで、これは出す必要がないというふうに判断をしたということをございます。

これは議会の判断で、今回提案していること以外に、これは議会としてそれは認識を深めるべきだとか何とかということであれば、これは出すことはやぶさかではないのかなと。ただし、相当古い資料ですから、当然時間もかかるでしょうし、手間暇がかかるということも御理解の上、これはぜひとも議会のほうで判断いただければなというふうに思います。

決して資料がないからだとか、面倒くさいからできませんという、そういう意味ではないということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（島田政典君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 資料問題について述

べておられましたね。私は、直接関連ないなんていうことには私はならんと思いますけれども。ということは、単なる土地だけなら何も問題なく、定着物を含めての基金の中で提案なものですから、それは一体化しているのですよ、基金運用のあり方は。一般にはちょっとわからないんだけど、通常そんな状況になっていることも。土地開発公社だったら、あんまりこんな例はないですね。定着物も特別の例なので、あまりありませんよね。基金の場合はそういうことの運用ができるものですから。だから、そういう意味で、今持っているこの数値というものは、それに熟知しない方については、全く違和感があったらうなど。そういう意味では、この持つ意味の24万7,000円強なんていう数字、坪当たりということでしょうけれども、その持つ意味は定着物もあって、一定の中で補償費も含めて、土地代を含めて、ずっと今回5回目で来ているものですから、本体があるわけですから、それは出るのかなと思います。

私は、別に資料を求めなくなって、家へ行って探せばあることですが、ただ、考え方として、町長がお認めになったように、今後についてはやっぱり議会に対しての、普通、我が町は伝統的に地方自治法の施行令で定めてある事項別明細、予算書でも何でも、他の町村よりもどちらかというと開示しているのですね。伝統的に開示しているのですよ。あわせて、事項別明細書のほかに改めた資料をつけているのですね。だから、これからもやっぱり、別に審議をスリム化するという思いはしていませんけれども、ある程度スタンダード的なことも質疑の中で出てこないようなことの中で理解をされるべく、資料があっても別に余分ではないだろうと。基本的にあるわけですから。なければ、今提案している予算というものの積み重ねができないわけですからね。

そういう意味では、そうすると議会ももう少し審議がスリム化になるのかな、仮に尋ね

たとしても、ただいまのお尋ねの予算の内容については、別途事項別明細書の後段にございます何ページに詳細について記載してございますので御参照願いますと、これで終わりで、あと説明することはないのですよね。

それが、すべてがそうだと言いませんで、やっぱり主要施策ぐらいはそうかなと。これから議会でいろいろやるのも、その主要施策に対して議会に対応する説明のあり方を、私はこの補正予算だって、当初予算なり補正予算だって結構あるのですよね。一番懸念しているのは、予算資料をまるっきり見ないでいて手を挙げているところが、これに詳細にお尋ねの趣旨は書かれていますといたら、出たての議員は別として、何期も議員をやって、本当にまことに恥ずかしい話ですよね。わかりましたって、了解ですと座るのですけれども、それではちょっと話になりませんでしょう。

だから、もうちょっと何らの形が、議会との中できちっとした説明をする、情報開示するということは、町民に情報開示することなものですから、あり方もさらなる検討があってしかるべきかなという思いをいたしていますね。

その辺も含めて、今後、今回は補正予算ですけれども、補正予算だって目玉が、むしろ今回の場合は行政報告をして、二段構えでやっているから、だからこういう議論も出ることには出るのですけれども、それなりの対応は私はベスト的な対応をしているなど私は思っているよ。中身は別としても、理事者としての対応としては何ら問題ないなど。だから、今後についてもそういうことの対応をね。

ただ、未来形の部分があたり、基金の関係の複雑性の問題があるものですから。一般的に、基金条例とか基金なんていうのはあまりわからないですよね。普通の財調積立金とかなんとかならいいけど、こう形のは普通はなじまないのですよ、一般的にね。土地開発公社なんていうと、二本立てで、なお混迷度

を増すという感じですね、一般的には。あなた方は執行する立場だから、今まで両方あったときもきちっと使い分けしてきていた。私ももちろん議選の監査委員もやっているから、財務の内容について、あり方も承知しています。一度ぐらい公社の監事もやったことあるかもしれませんね、当時ね。そんなことを含めて承知していますけれども、今後に向けて、そんなことの議会対応がやっぱりさらに増すのかなって、これも時代の趨勢なのかなという思いはしていますけれどもね。

そこで、午前中、質疑の冒頭に対しまして2時間ぐらいということを用意しておりましたけれども、恐らくあとまだ質疑が出ますので、この程度に私は質疑を抑えたいと。あと、特別委員会に付託した一般会計が、本会議で可決という報告で可決になりませんと、条例審議も全くできない、特別会計もできないということになりますので、今1時45分になろうとしていますので、この程度で質疑をおさめさせていただきますが、ただ、議会の対応のときの説明だけは十分して、プライバシー保護の問題は、もちろん当然のこと、もちろんそれはそういうことでしょけれども、他の開示すべきものはどんどん開示して、ともにやっぱりともにそういうことを、政策をお互いにかみ合わせて、町長も議論は好きだし……。

きのうは何だっけ、出馬声明か、何か新聞によると、新聞屋なんて、ここのやつを取材して新聞に記事を書いて、1月8日に出馬、答ええないなんて、全く前代未聞で、よその記事を見たって、1回あなたが出馬かなんて言って、出るかと言っているときに、土幌の副町長人事が難航だって、あれは最高よかった。あれまででよかったの。だけど、けさの朝刊あたりや、きのうの勝毎さんはあまりいただけないから、改めてここで表明せよなんてそんなやばなことは言いませんけれども、答弁の内容からしんしゃくして、その方向性が出るのかなという。

最後に一言、他にあとは質疑総括もしませ

るので、最後の質疑にしたいと存じますので、それらも含めて御答弁いただきたいと思いをします。

委員長（島田政典君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に大変重要な部分の、執行者側と議会のあり方、大変重要な部分だというふうに私も常日ごろから認識をしておりますし、どうやっていくことがよりベストなのかなど。これは事細かく、予算の説明資料の部分についても御指摘もいただきました。

今後、また私の任期はとりあえず4月いっぱいありますから、また3月定例会ということもございますから、そこら辺の、当初予算はきのうも後藤議員の御質問にお答えしましたけれども、骨格予算ということになりますけれども、こういった予算説明資料等々の構築の関係も、担当財政当局のほうとも打ち合わせをしながら、やっぱり理解しやすい、ただたくさん膨大な資料をつければいいというものではありませんから、わかりやすい簡潔なそういった説明資料ということも心がけながら対応してまいりたいというふうに考えますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（島田政典君） 質疑を続行いたします。

7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） 企画振興費の関係で、よろしいですか。

それで、生活交通路線維持対策事業費用の補助ということで、このことにつきましては車社会の中で、運営については大変だろうなという気がいたしますけれども、ただ、我々知っておくべきかなと思うことは、この中でも説明資料の中で、経常費用と経常収支というものがございますよね。そういった中で、やっぱりある程度、この中身はどうだったのかなということも知っておくべきかなと思いますので、もし資料として出していただける

ものは出していただきたいし、ここで説明がいただけるのであれば、大体の説明をいただければなという気がいたします。

以上です。

委員長（島田政典君） 答弁、総務課長。

総務課長（大塚博正君） お答えを申し上げます。

予算説明資料95ページにつけさせていただいています路線の収支状況といえますか、運営状況が書かれているわけでございますけれども、私どもも帯広から陸別のかかわる市町村で協議会をつくっております、十勝振興局も入っておりますけれども、そういった中で示される数値というのはバス会社の経営にかかわることでございますので、一応9月決算ということで、こういう赤字が出たという報告を受けて、ルール計算上で、国・道支出金が決められ、その後、超えた部分については沿線の市町村が負担、補助金を出すというルールの中でやっているものでございまして、町村が負担するものについては、特別交付税で8割見てくれるという、地方バスのそういった足を守るための対策として行われているのが実態でございます。

経常収支といえますか、会社側から示された数値というのは、私どももこの数字が出されているのが実態でありまして、個々にまだ細部にわたってという資料は我々も手にしておりませんので、十勝バスの全体の経営にかかわる中身についてまでは私ども細かく把握しているというのではないわけですが。

協議会の中では、バス運営にかかわってこれだけの赤字が出たというところの報告を受けているという状況でございますので、言葉は悪いですがけれども、信じる信じないとかということではないのですけれども、陸別から帯広にかかわる経営にかかった経費と、それから乗せた料金との収支バランスがこうで、結局、国・道支出金の補助金を出せば、予算資料につけたような資料で算出されていって、各市町村の負担が出てきたという押さえでおりますので、現状この資料の程度という

ことで御理解いただければと思いますので、  
よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（島田政典君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） そういう形であれば、そういう形であるということでございませうけれども、やはり経費の圧縮の努力だとか、向上の努力だとかというものも、やっぱりある程度町としても見ていかなければならないのかなという気がいたします。何らかの場で、そういったこともお聞きをしながら進めていただきたいなという気がいたします。

以上です。

委員長（島田政典君） 答弁、総務課長。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

その辺は、協議会の中で会社のほうから経営の概況等々の説明を受けるわけでございませうけれども、とどのつまりが、結局は収支が合わないとなれば、民間でございませうので、私どもは銀河線が廃止になったときの銀河線の運営の路線、これを確保すると、本数を確保するという建前からいっておりますので、勢い今御質問にあるような経常収支的にバランスがとれないという議論になってきますと、勢い民間企業でございませうから、運行本数を減らそうかという議論にもなってくる。そのところを、住民の不便を与えちゃいけないというところで現状維持と。本数は路線を現状維持したいというそれぞれの各首長さんたちの思い入れもあり、銀河線が廃止になった後の住民の足の確保という観点からも、そういったことで、現状は赤字にはなりましたがけれども、負担をしながら何とか現状本数で維持したいというのが今のところの全体的話となっております。

当然、帯広市あたりですと、当然私どもとかかわりのない話になって、帯広市が勢い赤字で負担が出るとなると、帯広市も全路線が帯広に入るような状況になっていきますから、我が地域だけでなく、広尾線もそうです。そういったことで、帯広市の負担も結構

なものになるということで、経常収支だけの問題でいくとそういう議論にもなってきますので、そこら辺はバランスとりながらやっていきたいと思ひています。

当然、会社のことですから、経営の問題についても、経費負担の経費削減についてはそれぞれ努力をされていますし、バスの耐用年数等々も法定年数よりも長くとっていただいて、これは安全に輸送しなければいけませんけれども、なおそういった耐用年数の延長を図っていただきながらやっているというのが現状でありまして、会社側も真剣に取り組んでいただいておりますし、協議会としても、そういった面では議論がいろいろありますけれども、住民の足を守るという、現状の本数を守るという中で、今動いている実態の中でこういう結果になったということでございませうので、御理解いただきたいと思ひます。

委員長（島田政典君） 他に質疑ございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） ないようでありますから、18ページ、第3款民生費に入りたいというふうに思ひます。18ページから22ページにわたって質疑ございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） 質疑なしと認めませう。

それでは、22ページの第4款衛生費に入ります。質疑ございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） 質疑なしと認めませう。

24ページ、第6款農林水産業費に入ります。質疑ございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） 質疑なしと認めませう。

26ページ、第7款商工費に移ります。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ちょっと商工費の商工振興費に触れさせていただきたいと思ひま



す。

昨年もたしか私、同じような疑問をさせていただいた記憶があるのですけれども、まず、ちょっと昨年と違うのは、プレミアム商品券の利用期間が2月からまず5月までという、別に決まっているものではないのですけれども、利用期間が表示された理由なんかは何かあるのですか。2月から5月ということとは。

委員長（島田政典君） 答弁、経済課長。

経済課長（渡辺俊一君） 御質問のプレミアム商品券の利用期間でございますけれども、今回につきましては、平成23年2月1日から平成23年5月31日までということでございます。この期間につきましては、特に決まっているというわけではございませんけれども、とりわけ消費の少ない時期をねらってプレミアム商品券を発行し、利用していただくということで、12月ですとか1月ですとかというところでは、比較的消費が多い。2月、3月ぐらいが消費が少なくなる時期というようなこともあって、この時期となっております。また、2月からということでございますので、一定の期間が必要ということで、2月から5月までというような期間となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（島田政典君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） わかりました。2月から5月ということで、二八という昔から何かそういう指数の中で、いろんな広域的な商売をやっている人は収入が減るということで、数値が落ちるといのは、そういうのは言われていたことですが。

それは何も一方的に、収入が落ちるからという余りにも何か努力を惜しむような、まして町がこのように血税の1,000万も見て、商工会さんはこれは100万ですか、それぐらいのやっぱり、町はもう少しきっちりとした商工会にむしる強く出れとか何を出れというのではなくて、その辺も余りにも努力

しないで、この時期がどちらも売り上げが落ちるからその時期ということ、私はそうにはならないと思います。

町長も8番議員さんの一般質問の中で、商工会の活性効果としてこの券の発行をされているということは、これはもちろんそのように理解しているのですけれども、1年の中で消費者が一番、いわば出費が発生するというのは、今課長がおっしゃったように12月なのです。出費が発生するということは、逆に言うとこれだけのプレミアムがつけば、逆に言えば価値観というのは、消費者から言うと値のあるときに出るわけですよ。全く死んでる時期に、ただ買わせて、数字だけ上げて、数字が落ちるからほいという、そうあおるような、私は町のほうがそのようなことを考えているんだったら、ちょっと考え直してもらわないと困るのではなからうかなと私は思いますよ。

一番やはり消費者の、一番いわば購入してそれを消費するということは、値のある時期のほう、私は逆ではなからうかと私は思います。売り上げの落ちる時期にこのことの期間を設けるとい、意図としては、イメージはわかるのですけれども、私はそれはちょっと商工会のほうでそういうような要求しているのか、町のほうでそういうことを気をきかせて言ったのか、やっぱり大きな血税をここまであれしているわけですから、そうではないですか。ちょっとその辺どうですかね。

委員長（島田政典君） 答弁、経済課長。

経済課長（渡辺俊一君） 済みません。もう一つ申し上げるのを忘れておりましたけれども。

もう1点は、12月に補正予算を組まさせていただきました後、発行等に1月ぐらいの時期がかかるということもございまして、発行の準備期間も必要ということで、2月ということになっております。

それと、先ほども申し上げましたように、一定やはり消費が冷え込むというか、1年間の中でやはり消費が冷え込む時期、そういっ

たところこういうプレミアム商品券なども発行しながら、消費も喚起をするというようなことで、また、それから3月、4月と新年度という部分で、消費のふえる時期にもなっているというようなことで、2月から5月までというような時期になっております。

以上でございます。

委員長（島田政典君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ちょっと理解しにくい答弁いただいているのですけれども、わかりましたと。わかりましたというか、そういうことであれば。

ただ、補正のその時期がということは、こういうのは当然予定を組むわけですから、12月に何も、どうしても有効的な消費者のことを思ってプレミアム商品券を発行するんだったら、これはもっと先に、補正が遅いからというのは、それはこちらの行政の予定の計画が甘いということ暴露していると同じことですからね。

それと、1人5セットまでということで、これは本当にさっきもくどいことを言うようでも、町の貴重な税金を使われているわけですから、1人5セットまでというのは、1セットが1万円なのですか。そうしたら、1人5セット、仮に5セットずつ買っていったとしたら、1,495人。これは極端な数字の計算値で、本当に単なるつついた数字ですけれども、1,495人にしか当たらない。5セットずつ購入した場合ですよ。それから、これは3セットという数字に置きかえてみると、2,400、約1,000人はふえると、2,491人に行き渡るわけですよ。1人並んで、3セットずつ買ってついたらですよ。

ちょっと話は戻りますけれども、1人5セットずつ入っていったら、1,500人まで当たらないのですよ。私もちょっと時間的なあれもあって調べてないのですけれども、商工会さんへ行って、昨年、一昨年のプレミアム商品券の発行したときの完売した売れ行

きの状況がどうだったのかという。とにかく何を言いたいかということは、低所得者の人にも少しでも血税の入ったこの15%の、いわばプレミアムというものを、少しでも5,000円、3,000円購入した人でも行き渡ってほしいなという思いなのです。少しでも。なかなか難しいのです。かといって、はい全員にということにもならない。

その中で、私はこれは、もしきくのであれば修正してほしいです。5セットということではなくて3セット、もしくは少しでも、日にちがかかって2週間、3週間かかってもいいではないですか、この期限内に完売できれば。2セットでもいいから、そして余ったときには、特別なまた、商品券が余りましたからということで、今度は無限でもいいですよという方法でもいいのではないですか。少しでも町民、低所得者も含めて、低所得者というのは表現が正しいのか、何かあれなのですけれども、5,000円、3,000円でもプレミアム商品券が買えるような仕組みをしてあげたらいかがなものかなということを申したいのです、実は。

こういうふうな5セットというふうな決めると、最大限、上限ですけれども、4セットの人もあるし、3セットの人もあるわけです。もちろん1セットの人もありますけれども、5セットとなったら、一方お金たくさんある人は、15%のこれが幅があったら、これは買い占めという言葉はどうなのですかね、やっぱり買うと思いますよ、お金がたくさんあれば。その辺を、発行する、まして町がこうやって血税を1,000万使われるのですから、意見を強く言えとかというのではなくて、商工会さんのほうと、もっとその辺を、昨年も私同じことを言った記憶をしているのですけれども、さっぱりこれが昨年の言ったことが改善されてないなと、この数字を見るとですね。そんな思いで今お聞きしているのですけれども、いかがですかね。

委員長（島田政典君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま

す。

井脇議員のおっしゃっていることは十分理解もできます。もともとこのプレミアム商品券、商工会のほうから、また昨年に引き続き今年度も実施したい。その趣旨は何かというと、御案内のとおり、本年、商工会設立から50周年を迎えたということで、これを記念して発行したい。

当初、予算査定のとときに上がってきたのは、20%の割り増しで発行したいということでございました。査定の中で担当のほうと話したのは、それは割り増しをたくさんつけるのはそれにこしたことはない。しかし、町の財源も限られるということもあって、同じ要請のあった1,000万まで出すと。そのかわり、やっぱり議員が言われているとおり、広く1人でも多くの町民に行き渡るようにということで、15%に引き下げたらどうなんだと。割り増し率を引き下げて、発行する金額をふやしたほうが、より町民の方に行き渡るのかな、全員とまでなるとなかなか難しい部分もあるかなというふうに思います。そういうことでやりとりをさせていただいて、最終的に15%の割り増しということになったということでございます。

なお、セットの関係、これも若干やりとりをさせたのですが、これはいろいろこのプレミアム商品券、基本的には町内のお店全店舗で使える。もちろん、毎回発行した結果、実績報告だけはくれよと。要するに、どういうお店でどういう買い物に活用されたんだということで、お聞きをしているわけでございます。

そこで、これがコンクリートというわけではありませんけれども、私が聞いている範囲でいきますと、余り買うセット数を小さくしてしまうと、お金の使われる場所というのは、日用雑貨品といたしますが、生鮮食料品だとか、どうしてもそっちのほうに行ってしまうと。これが5セットまでに広げることによって、いろんな使い道、車検の一部に充てるだとか、あるいはテレビの購入の一部に充

てるだとか、そういうところにつながるんだという旨の商工会からの説明もいただいているところでございます。

ですから、そこら辺は、執行者は商工会でありますから、ですから、そこら辺は商工会の判断で、基本的な部分の少しでも多くの町民に行き渡るように。私もここ何回かやっている中では、議員が聞いているとおり、売り出したら半日で終わっちゃったとか、何時間で売り切れました、大したよかったという。でも、本当にそれでいいのかなという部分もありますから、そのことは、議会でもこういう御意見がございましたよということで、それは担当のほうから、あるいは会長にお会いする機会があれば私のほうからも、こうせよとは言えませんが、一応議会としても、趣旨は広く町民に行き渡るといいますか、希望する町民には行き渡るようなことは常に工夫をしてくださいということだけは申し添えさせていただきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（島田政典君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） なしということで、28ページ、第8款土木費に移ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） なしということで、30ページ、9款消防費に移ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） なしと認めます。30ページ、10款教育費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） なしということで、

歳出総括、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） なしと認めます。

8 ページ、歳入に入ります。  
歳入一括で行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(島田政典君) なしと認めます。  
歳入総括、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(島田政典君) なしと認めます。  
4 ページにお戻りをいただきたいと思いま  
す。

地方債補正、変更1件、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(島田政典君) なしと認めます。  
全体に対する質疑、総括質疑はございませ  
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(島田政典君) なしと認めます。  
これで、質疑を終了をいたします。  
これから、討論を行います。討論はござい  
ませんか。

9 番 矢野利恵子君。

9 番(矢野利恵子君) 2点について。

14 ページの7 目庁舎管理費、これは先ほ  
ど、詳しい説明書が欲しいと言ったのに、そ  
れを出せない。あくまでもここは土地購入費  
となっていて、土地購入費は高過ぎるよと  
言ったら、今度はそこには移転補償費も入っ  
ているとした。そんなことだったら、ほかの  
ところの科目でも何とかということがあっ  
て、これでは高過ぎると言ったら、実はそれ  
には違う科目のものが入っているんだ、それ  
でいいんだということになってしまう。この  
会計のあり方は、やはりおかしいと思う。  
ちゃんと説明しなければいけない。

そして、下の財産管理費で、目的もないの  
に買ってしまふ。もし町が買わなければ、民  
間競売になると。そうしたら、民間の活力を  
阻害することになるのではないか。民間の活  
力をまず最初にやってみて、それでも買い手  
がなかったら、初めて町が手を出すべきだ。

この2点について、反対いたします。

委員長(島田政典君) 反対討論がありま  
した。

賛成討論はございませんか。

11 番。

11 番(後藤次雄君) 今、9 番議員の資  
料の関係ね。先ほど8 番議員から言われて、  
行政側も、それは出しますよと認めたそうい  
う答えをしているわけですから、ちょっと今  
の反対の趣旨が違うと思うのですね。

それともう一つは、旧法務局の関係、これ  
もるる詳しく何回も説明いただきましたし、  
これは私は必要があってやっぱり行政も認め  
たということになっていきますので、賛成した  
いと思います。

以上です。

委員長(島田政典君) 他に討論はありま  
せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(島田政典君) これで、討論を終  
わります。

これから、議案第118号平成22年度足  
寄町一般会計補正予算(第9号)の件を採決  
いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成  
の方は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長(島田政典君) 賛成多数です。

したがって、議案第118号平成22年度  
足寄町一般会計補正予算(第9号)の件は、  
原案のとおり可決されました。

閉会の議決

委員長(島田政典君) これで、本委員会  
に付託されました案件の審議はすべて終了  
いたしました。これをもって、閉会としたいと  
思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(島田政典君) 異議なしと認めま  
す。

本委員会を閉会いたします。

正副委員長一任の議決

委員長（島田政典君） なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任をお願いしたいというふうに思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（島田政典君） 異議なしと認めます。

正副委員長により作成をしたいと思いません。

#### 閉会宣告

委員長（島田政典君） これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2時10分 閉会

予算審査特別委員会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

委 員 長